農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2008 12 DECEMBER

地域資源の活用と連携

●「農商工連携」をどうとらえるか

●農商工連携と農協

●交流・グリーンツーリズムの変遷と今後の課題

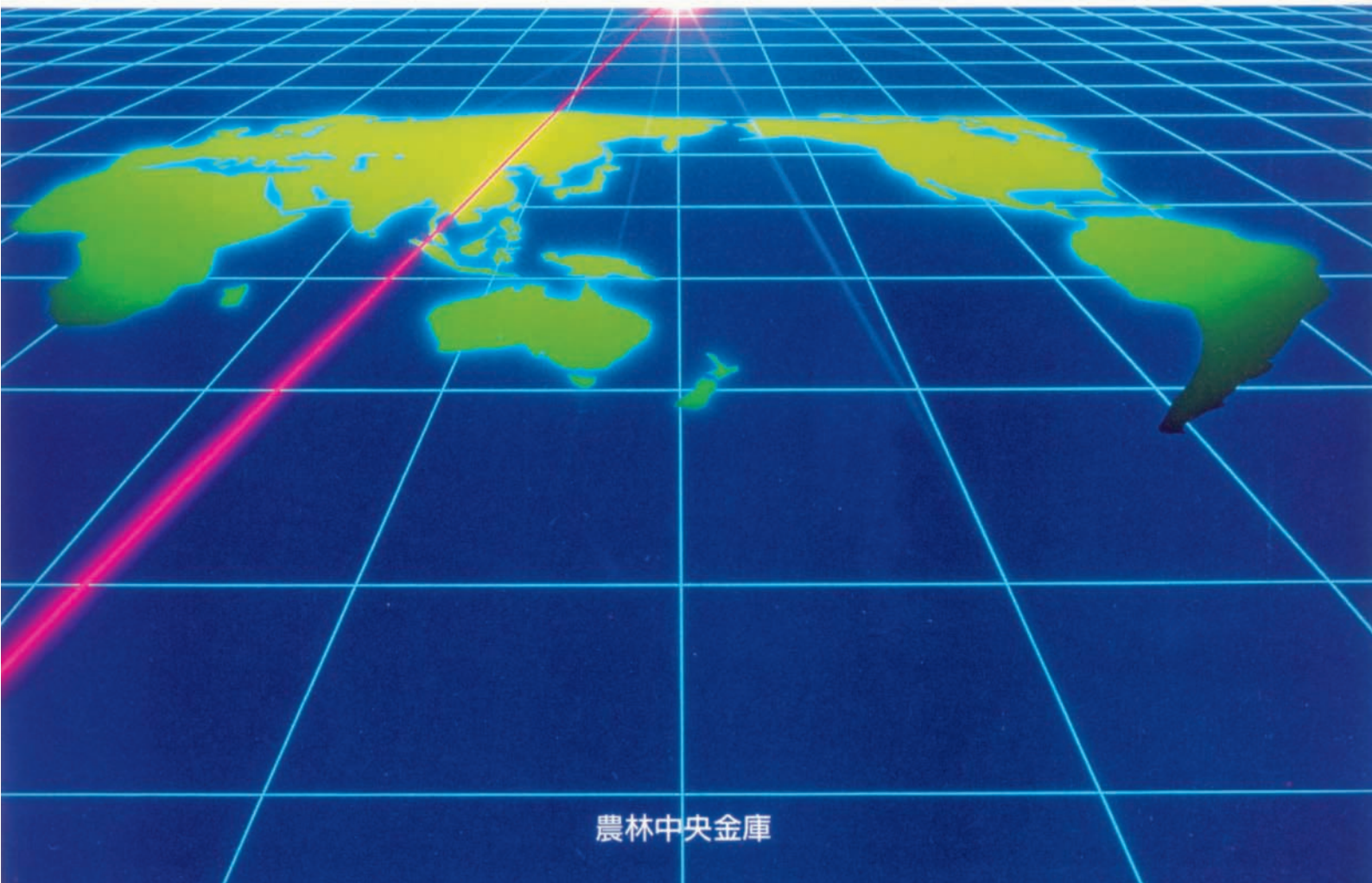

農林中央金庫

今月の窓

地域における協同の重要性

10月の後半に，ロシア，ウクライナの農村を訪問した。ロシアで訪問する予定であったある農場に連絡をとったところ「資金繰りが悪化して債権者が押し寄せており，到底視察を受けられるような状況ではない」とのことで，急遽訪問を取りやめざるをえなくなった。ウクライナでは定期預金の引き出しが停止され，IMFの緊急融資受け入れが決定されたところであった。中小の農家の資金繰りは急速に悪化しており，農業の継続に必要な資金が得られるかどうかが深刻に懸念される状況となっていた。「グローバリズム」「市場機能万能主義」は，アメリカに端を発する金融恐慌の波を，あっという間にロシア，ウクライナの農村にまで波及させ，全くそれらと無縁な日々を送っていた農民の生活をも破壊しようとしている。その「市場」は，ほんの少し前までは国際的な穀物の高騰をもたらし，貧困国の人々の食料を奪い，多くの暴動を引き起こすまでに至らしめていたのである。

市場経済の有する効率的な側面は，決して全否定されるべきものではない。膨大な商品を，どれだけ，誰のために生産するかを，市場の機能を介さずに決定するのは不可能なことであろう。しかし，市場の機能を盲目的に信奉し，全てを市場の決定に委ねようとすることもまた大きな誤りである。食料・農業といった，人類の生存に不可欠なものをさえ，そうした「貨幣による投票」に委ねることには，大きな問題が含まれているように思う。

本号の特集する地域経済開発のあり方もまた，単純な市場主義では解決の極めて難しい問題であろう。地域の住民にとっての地域開発は「そこがだめならもっと投資効率のよいところを探せばよい」というものではない。真に持続可能な地域開発は，大資本の大規模リゾート開発に依存するといった形ではなく，「地域の活性化」という価値観を共有する地域の多くの経済主体が，連携した経済活動を積み上げて行くことによってのみ可能となるように思われる。

地産地消を含め，地域内の経済循環の拡大には，地域外への需要の漏出削減による「地域乗数効果」の拡大，税金の域内還流，輸送コストの削減，といった経済的な効果も期待されよう。しかし，より大きな意味を持つのは，そうした連携活動を通じて形成されていく連帯感，共同意識といった，いわゆる「社会的資本」の蓄積ではないかと思われる。

市場経済システム下において，「社会的資本」の形成がどのような意味を持つのか，その実証的・理論的解明はさらに必要であると思われるが，地域の活性化に取り組み，一定の成果をあげている地域を訪問すると，多くの地域において，例えば地域の主婦の集まりであったり，農家とレストランの連携であったり，そうした小さな連携の輪がいくつも生じ，それらが面的な広がりをもって大きく拡大していくようなケースに出会い，連携の重要性を実感させられる。

現在政策的に進められている「農商工連携」は，後述するように，必ずしも地域内連携を中心に据えたものではないが，政策の如何にかかわらず，こうした地域的取組みが活発化していくことは極めて重要であろう。協同組合には，そうした連携の主体として，または「触媒」としての役割が期待されている。

（(株)農林中金総合研究所　取締役基礎研究部長　原　弘平・はらこうへい**）**

農林金融　第61巻　第12号〈通巻754号〉　目　次

今月のテーマ

地域資源の活用と連携

今月の窓

地域における協同の重要性

（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長　原　弘平

地域の活性化と自立に活かす視点

「農商工連携」をどうとらえるか

室屋有宏 —— 2

連携を育てるために

農商工連携と農協

石田信隆 —— 17

地域再生の視点から

交流・グリーンツーリズムの変遷と今後の課題

栗栖祐子 —— 28

談話室

“多様な農業の共存”の哲学を“国際的枠組み”の哲学に

東京農工大学名誉教授　梶井　功 —— 26

情勢

平成20年度第１回農協信用事業動向調査結果

一瀬裕一郎 —— 42

統計資料 —— 48

＜第61巻総目次＞巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

「農商工連携」をどうとらえるか

――地域の活性化と自立に活かす視点――

〔要　　旨〕

1　農商工連携は独自の新政策というよりは，従来からある中小企業政策の連携施策に農業者を加えたという枠組みが基本である。先行する「新連携」，「地域資源」事業の政策パッケージ等を踏襲しており，特に「地域資源」とは事業対象も相当重複している。

2　農業政策から農商工連携をみると，「食農連携」や「食料産業クラスター」等の連携取組みと類似しており，「中小企業者をパートナーとする食農連携」と表現することが可能である。農業側の連携施策は，国産農産物の利用拡大と食料自給率の引上げに大きな政策ウエイトがある。

3　農商工連携の成功事例においては，「地域おこし」，「地域貢献」的な発想で連携をとらえ，農業者と中小企業者が協力した結果，ビジネスとしても成功している事例が多い。出発点において，「地域のテーマや熱意」を取り込む視点が成功の不可欠な条件だと考えられる。

4　成功した事例の特長として，第一に地域と結びついた長期的かつ明確な理念や目的，第二にキーマンといえるリーダーの存在，第三に地域内部の協力，が挙げられる。

5　農業と商工業は本質的に異なる性格があり，両者を産業として接続する一定の「仕組み・制度」は，地域の「協働性」を通じて形成されることが多いと考えられる。農商工連携の成功のためには，フードシステムの効率性と地域の協働性を相乗的に取り入れ，連携を支えあう関係を築くことが不可欠であろう。

6　農商工連携を地域的な広がりを持った「地域イノベーション」ととらえ推進していく場合，求められる機能は，①異業種のマッチング，②情報と物流のセンター，③技術開発，④対外的な情報発信，⑤観光振興，等と広範である。こうした機能を一元化・集約化した，地域イノベーションに取り組む共通の場＝プラットフォームとして「地域イノベーション会社」のようなものを地域横断的に作ることが効果的であろう。

7　この中で，JAは小規模生産者をまとめ連携の舞台に乗せていく役割，また食農教育や地産地消の取組みが期待される。また，JAの持つ金融，共済，施設事業等も，「地域イノベーション会社」を補完する形で活用できよう。さらに，対立的なトーンでみられがちなJAと農業法人の関係も，この会社の下で役割分担を持ち協調できる可能性が広がろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　農商工連携とは
⑴　「農商工連携」の政策パッケージ
⑵　中小企業政策としての農商工連携
⑶　農業政策からみた農商工連携
2　農商工連携の事例分析
――「地域の協働性」がキーワード――
⑴　地域をどう取り込むか
⑵　（株）オハラ（石川県金沢市）
――地場規格外食材を活用した商品開発とコンビニ販売――
⑶　（株）恵那川上屋（里の菓工房）（岐阜県恵那市）
――「恵那栗」による地域全体のブランド化を推進――
⑷　JA氷見市（富山県氷見市）
――地場産ハトムギを利用した高機能性ハトムギ茶の開発・販売――
3　農商工連携を地域に活かす条件
⑴　地域イノベーションとしての農商工連携
⑵　農商工連携のビジネス論
⑶　JAはどう関与していくべきか

はじめに

本稿は，「農商工連携」を地域の活性化や自立に活かす観点から，どのようにとらえるべきかについて考察したものである。以下では，まず農商工連携が持つ政策的意味合いや特徴について明らかにし，次に農商工連携の３つの事例を検討することで，「地域との協働性」が連携成功の重要なキーワードであることを示したい。最後に，農商工連携のあり方や課題についてまとめを行い，JAが連携を効果的に推進しうる条件について言及したい。

1　農商工連携とは

⑴　「農商工連携」の政策パッケージ

2007年11月末，農商工連携の取組みが農水省・経産省の共同施策として公表された。農商工連携は「農商工連携促進等による地域経済活性化のための取組」と題して公表されたように，地域経済の活性化を目的に農林水産業者（以下「農業者」という）と中小企業者が連携する事業を農水省，経産省が横断的に支援するというのが政策の基本的枠組みである。

08年７月に農商工等連携関連二法（注１）が成立し，同９月に「農商工等連携事業計画」の初回認定が行われ，今後５年間で500件の認定を目指す政策パッケージが始動した。

農商工連携事業として認定を受けるには，①中小企業者と農業者がそれぞれの経営資源，ノウハウ等を持ち寄り明確な役割分担を持つ連携体を構成する，②新商品・サービスの開発等を行うこと，③５年以内の計画策定，④中小企業者，農業者双方の経営改善の実現（それぞれの売上高，付加価値が５年間で５％以上向上）が主な要件となっている（第１表）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

事業計画として認定されると，新商品の開発・試作，市場調査等の費用に対する補助金，政府系金融機関による低利融資，信用保証の特例，設備投資減税などの支援策が受けられる。予算規模は農水省・経産省それぞれ100億円，計200億円超という額が

第1表　農商工連携と他の連携施策との比較

	新連携	地域資源	農商工連携
法的根拠	中小企業新事業活動促進法	中小企業地域資源活用促進法	農商工等連携促進法
認定数	462件（08年3月末時点） うち28件が「食品・飲料・飼料製造業」，2件が「農林水産業」 目標:5年間で1000件	428件（08年7月末時点） うち156件が農林水産物を地域資源として活用 目標:5年間で1000件	65件（08年10月末時点） 目標:5年間で500件
事業主体	異分野の中小企業者2者以上で連携体を構成	中小企業者単独または共同	中小企業者と農業者が連携体を構成
認定要件	①新事業分野を開拓 ②相当程度の需要を開拓	①「地域資源」の活用 ②新商品の開発 ③域外の需要開拓を目指す取組み	①新商品・サービスの開発等
事業性等評価基準	①当該事業において一定の利益を上げること ②計画期間は3～5年	①売上高目標:5%以上向上	①5年以内の計画策定 ②中小企業者，農業者双方の経営改善の実現 （それぞれの売上高，付加価値が5年間で5%以上向上）
相談窓口	中小機構，地域力連携拠点	中小機構，地域力連携拠点	中小機構，地域力連携拠点，食料産業クラスター協議会

資料　中小企業庁ホームページ等から筆者作成

第1図　農商工等連携促進法における支援の流れ

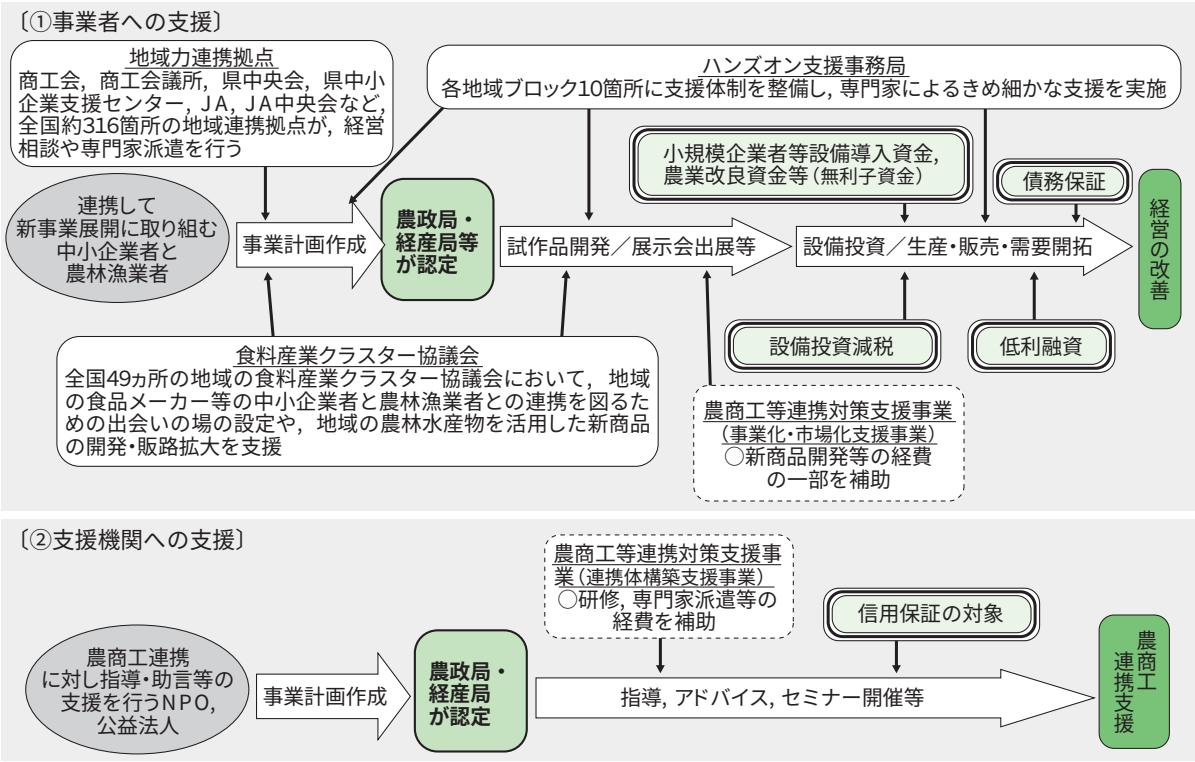

資料　農林水産省ホームページ
（注）▭部分は法律認定による支援

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

08年度の予算案で措置された。

農商工連携の相談窓口として，（独）中小企業基盤整備機構（中小機構）の10支部にある「地域活性化事務局」（ハンズオン支援事務局），全国で316ヶ所の「地域力連携拠点」[注2]，各都道府県ごとにある「食料産業クラスター協議会」が配置され，こうした拠点で外部の専門家の支援を受けながら事業計画を作成し，最終的に農水・経産両省が事業を認定する流れになっている（第１図）[注3]。

本年９月に「農商工等連携事業計画」の初回認定として65件が発表されたが（各年100件，５年間で500件の計画），このうち約８割が食品加工関連だった。個別の事業計画とは別に，農商工連携事業の支援，マッチング等をする「農商工連携等支援事業計画」が４件認定されている。

認定要件が発表されたのは本年８月であり，事業募集から締切りまでほぼ１ヶ月間しかなかったが，事業計画申請は350件と高い関心があった（筆者ヒアリングによる）。

（注１）「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」，「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（企業立地促進法改正法）」の２法案。

（注２）「地域力連携拠点」は農商工連携のために新設されたものではなく，中小企業の連携事業の他，さまざま経営課題にワンストップで対応する目的で既設置なもので，その大半は商工会議所・商工会，地銀・信金等の地域金融機関が占める。今回，拠点のうち約１割が農商工連携推進のために新たに設置され，その中にはJA長野県中央会と熊本県の３JA，沖縄県の１JAが認定されている。

（注３）筆者のヒアリングによると，実際の相談ルートは中小機構を経由するものが中心である（中小機構は農商工連携の事業評価も行っている）。一方，地域力連携拠点の対応力には温度差があり，また食料産業クラスター協議会経由で事業認定されたのは１件のみである。

⑵　中小企業政策としての農商工連携

農商工連携は中小企業政策のサイドからみると，「中小企業政策の舞台に農業者を乗せる」，「中小企業政策を農業者に使ってもらう」という認識が一般的である。農商工連携は独自の新政策というよりは，従来からある中小企業政策の連携施策に農業者を加えたものとの性格が基本といえる。この点を敷衍するために，わが国の中小企業政策の変化についてごく簡単に触れておきたい。

日本の中小企業政策は，戦後長らく「二重構造論」の立場から中小企業を「弱者」とし大企業との「格差の是正」（脱中小企業）を基本理念としてきた。しかし，1999年に中小企業基本法が大幅に改正され，中小企業の持つ柔軟性や創造性，機動性を積極的に評価したうえで「経済発展の担い手」と位置づけるようになった。

この改正を受けて，政策の方向も経営革新，創業促進，経営基盤強化など個別企業の自助努力に対する支援へと転換した（「指導から支援へ」）。05年には「中小企業新事業活動促進法」が成立し，この中で従来の異業種間の連携施策は「新連携」として統合され，中小企業がお互いの「強み」を持ち寄る連携を支援する政策と規定された（第２図）。

農商工連携の政策スキームは，この「新

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　中小企業政策における連携施策の展開

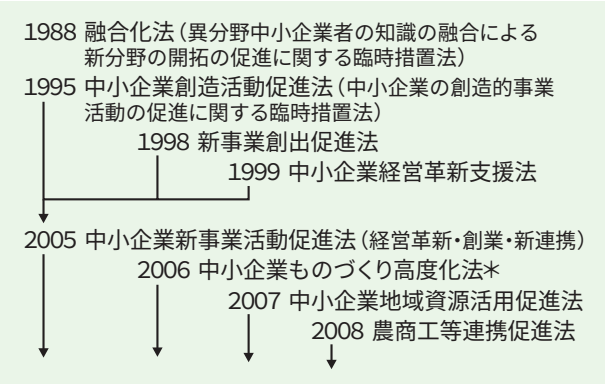

資料　筆者作成
（注）　＊中小企業が連携して産業基盤技術の高度化を図る研究開発計画を作成，認定されると助成が受けられる制度。

連携」と07年に始まる「中小企業地域資源活用促進法」（「地域資源」）の連携施策とほぼ同じ枠組みを踏襲しており，３つの施策は事業化の支援フロー，また支援内容（補助金等の金額に若干差があるが）等も基本的に同じパッケージとなっている（各連携施策の詳細については第１表参照）。

このように連携施策が順次追加されたという背景もあって，事業内容や対象が重複する部分があり，特に「地域資源」と「農商工連携」はいずれも農林水産物の加工品事業を中心に重なる領域が大きい（「地域資源」の認定では農水省との連携案件も多い）[注4]。両者の大きな違いとしては，「農商工連携」が農業者を含む連携なのに対し，「地域資源」は中小企業１者単独でも可能な点が挙げられる。一方「新連携」は，製造業が中心で特許等を利用した革新性の高い取組みが中心ということができる。

農商工連携が類似の連携施策の延長線上にあることは，予算面からもうかがえる。農商工連携の促進のために経産省，農水省で各100億円，計200億円を支出するとされるが，実際は経産省であれば「地域資源」，「新連携」等の予算を「農商工連携」枠として振り替える部分が多く，「真水」として100億円が予算化される訳ではない。この点は，農水省予算についても同様であり「食料産業クラスター」，「輸出促進」，「地産地消」等関連予算の活用が大半を占める。

（注４）「地域資源」事業における地域資源とは，「地域特産物と相当程度認識されている農林水産物，鉱工業品（その生産技術も含む）」，「文化財，自然景観，温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの」と定義されている。地域資源は，各都道府県が策定する「基本構想」によって指定され，現在（07.12.26時点）全国で総数10,059あり，うち農林水産物が3,010，鉱工業品が2,293，観光資源が4,756となっている。食品加工品は鉱工業品と分類されており，例えば黒砂糖，清酒，干物，ちりめん等はすべて鉱工業品の指定である。

⑶　農業政策からみた農商工連携

農商工連携を農業政策のサイドからみると，既に始まっている「食農連携」や「食料産業クラスター」等の連携取組みと重なる部分が多い。

食農連携という言葉は広い概念であるが，現在求められているのは，農業を生産単体ではなく加工―流通―消費を含めた一体的な流れとしてみるフードシステムの立場から，農業側と食品産業（外食・中食，小売を含む）が提携することで，効率的なサプライチェーン（供給連鎖）とバリューチェーン（価値連鎖）を構築し，これにより相互が利益を得るいわゆるウィン・ウィンの関係構築を目指す取組みと定義できよう[注5]。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

食料産業クラスターはそうした食農連携の取組みのひとつであり，農水省ホームページによると「地域の食品産業が中核となり農林水産業，関連産業，大学・試験研究機関及び行政等の異業種を含む産学官が連携し，地域の農林水産物と加工技術を活用した付加価値の高い新たな加工食品や地域ブランドの創出，販路開拓等の事業展開を通じ，地域経済の活性化を目指す集団」となっている。(注6)

05年から始まった農水省の「食料産業クラスター展開事業」は，「食料産業クラスターの形成を促進し，国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大の取組等への支援」を目的にしており，農商工連携とほぼ同じ内容といえる。「異業種連携の場作り」・「クラスター形成の場」として「食料産業クラスター協議会」が各都道府県に設置されているが，これは農商工連携の相談窓口ともなっており，また同事業は農水省の農商工連携予算としても利用されている。

このように農商工連携は，農業サイドからみると食農連携に関する施策のひとつであり，「中小企業者をパートナーとする食農連携」と表現することが可能である。こうした農業サイドの連携施策の目的は，「フードシステムの総合的確立」を通じ，国産農産物の利用拡大と食料自給率の引上げに大きな政策ウエイトがあるのは明らかだろう。わが国の農政は05年の「基本計画」で「攻めの農政」の転換が謳われ，WTO・EPAへの対応，国内農業の体質強化を目指した食農連携に高い優先度が置かれるようになっている。

現実の食農連携を巡る動きとしては，農業から川中・川下へ，また川下に位置する食品企業が川中・川上への関与を強める双方向で進行しているが，最近は特に企業側の動きが素早くなっている。この背景には，農産物価格の上昇や調達不安，加えて度重なる中国産農産物の安全懸念等から「食の安全・安心」への消費者の強い関心等に対し，企業は従来以上に農業との連携（参入を含めて）に対して積極的になっていることがある。また，多くの地方自治体でも，食農連携や企業の農業参入に対する支援に意欲的である。

（注5）例えば，斉藤修「食農連携による地域農業発展の条件」（『AFCフォーラム』07年9月号）を参照。

（注6）www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/syokuhin_cluster/index.html

2　農商工連携の事例分析
―「地域の協働性」がキーワード―

(1)　地域をどう取り込むか

農商工連携の政策スキームには中小企業政策と農業政策が並存しているが，実態としては認定案件の中心が加工食品関連であることからも，「中小企業との連携によるフードシステムの確立」の観点でとらえることができよう（第3図）。

こうしたフードシステムを縦軸とするならば，現状の農商工連携の政策は地域活性化を目的としているものの，明確に地域社

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3図　農商工連携の考え方

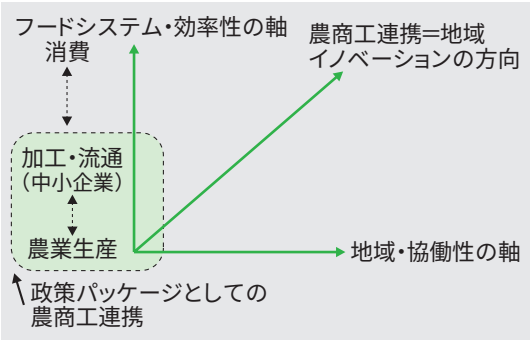

資料　筆者作成

会を取り込んで行くという横軸の発想が乏しいようにみえる。連携要件に地域規定はなく（広域の連携も可能），あくまで事業ベースの連携が企業経営の革新・改善をもたらし，結果的に地域の活性化に帰着することを想定している。いわば「農業・食品セクター＝農水省」，「中小企業＝経産省」という産業政策の先に「地域」をみる形になっている。

一方，筆者が農商工連携の事例について行ったヒアリングの中で（10ヶ所程度実施），事業規模，持続性の点で成功している事例は，「地域おこし」，「地域貢献」的な発想で連携をとらえ，農業者と中小企業者が地域を挙げ協力した結果，ビジネスとしても成功している事例が多いという印象を強く持った。出発点において，「地域のテーマや熱意」を取り込む横の地域軸が，農商工連携の成功に不可欠ではないかと考える。

自然・気象条件等に大きく左右される農業は商工業とは本質的に異なる性格があり，それゆえ両者を産業として連結していくには，一定の「仕組み・制度」が必要であり，それはどのようなものか，またどのように形成されていくかが，農商工連携の核心部分を構成するといえる。

農商工連携は縦軸のフードシステムとしての「効率性」だけでなく，地域の人々が自発的，意欲的に参加していくという「協働性」の横軸を相乗的に取り入れ，連携を支えあう関係にあるとき，農・商工間にある連結の困難さを克服し，事業として発展すると考えられる。農商工連携は，そのような地域的な広がりをもつビジネス，「地域イノベーション」としての方向を指向すべきであろう。

こうした観点から，以下では農商工連携の３つの事例について検討してみたい。なお，最初の２つは農商工連携の先行的事例を集めた「農商工連携88選」から，３つ目は初回認定を受けた案件からの事例である。

⑵　（株）オハラ（石川県金沢市）
――地場規格外食材を活用した商品開発とコンビニ販売――

a　農家，メーカー，販売業者，消費者がともに喜ぶプロジェクト

同社は50年ほど前，金沢市内でのコンニャク製造から始まったが，その後コンビニのおでん向けに出荷し業容が拡大した。92年に新工場を建設したが，冬場に需要が集中するコンニャクに対して，夏場の仕事を確保する必要からお菓子製造を始めた。当社の高品質なお菓子作りの評価は高く，現在は主に有名パティシエ，大手乳業メーカー向けのOEM商品として300種類を超えている。一方，コンニャク製造は中国にシフ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

トしたため，国内はお菓子が中心となっている。

同社は，03年から「４つの笑顔プロジェクト」と名付けた地場農産物を利用した加工食品の製造を始めた。このプロジェクトは，小原社長が取引先のパティシエを近隣のサツマイモ農場に案内したところ，流通規格外のものが多く廃棄されていることを知り，これを利用したスウィートポテトを同社で製造したところ大好評を得たことで，農家，メーカー，販売業者，消費者がともに喜ぶ事業があることに気付いたことが契機であった。また，このプロジェクト立上げの背景には，小原氏が長く続けてきた地域の農業者との異業種交流があり，この場での出会いを活かし仕事を通じた地域振興をしたいという意識がメンバーに共有されていた点も大きい。

「４つの笑顔プロジェクト」のヒット商品となった「さつまいもプリン」は，規格外の地元産サツマイモを焼き芋ペーストにしたものを生産法人から納入してもらい，同社が加工したものである。規格外のため低コストで調達でき，販売価格を抑えることにつながった点も人気の一因である。これ以外にも，同プロジェクトの商品はコメを使ったパンや地元の小豆「能登大納言」（規格外ではない）のプリン等へと広がっている。

さらに，同社のこうした取組みが地元マスコミなどで取り上げられたことで，大手コンビニチェーンが関心を示し，両者でタイアップすることになった。「地産地消」と「規格外食材の利用」をコンセプトとするコンビニの企画商品として，「さつまいもプリン」を販売したところ大きな反響を呼んだ（第４図）。

第４図　農商工連携の関係図（（株）オハラ）

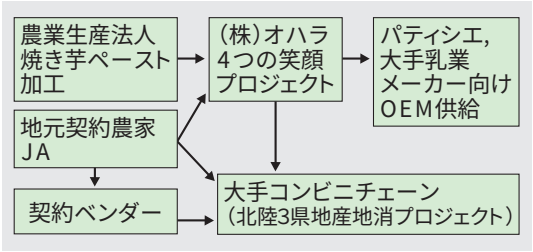

資料　ヒアリングに基づき筆者作成

b　「農」と「商工」の大きな隔たり

同社の「４つの笑顔プロジェクト」関連の売上げは，04年度の約１千万円から07年度は約９千万円へと伸び，現在では売上げ全体の１割位のウエイトを占めている。しかし，同社はこの比率がこのまま伸びていくとは考えておらず，あくまで地域貢献，小原氏個人の地域への思いの事業との性格が強いという。

農商工連携をビジネスとして考える場合，農と商工間の隔たりを誰が埋めていくかという問題が一番大きいと小原氏は指摘する。メーカーとしては高い稼働率を維持したいが，農産物の供給は不安定であり，しかも生産者は個人，法人，JAとまちまちで，物流や生産者の品質管理の問題がある。結果として，安定的な調達には大きなコストがかかり，それをペイするだけのロットを確保できる商品はどれほどあるかという問題になる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

例えば，コンビニとのタイアップで，奥能登の観光農園で廃棄されていたイチゴを利用しジャムパンを作る企画では，使用するイチゴは200kg，単価800円で金額としては16万円にしかならなかった。この小ロットのために物流や情報のコストを誰が負担するか，ましてや加工，冷凍施設等の投資に踏み切るかというと難しいのが現状であるという。この企画は北陸地区限定であったが，ロットの確保には「地産地消」だけでは無理であり，「地産全消」（全消：全国で消費する）的な取組みも必要ではないかという。

日本には品質はいいが流通規格外の農産物は大量に余っており，一方で販売は「地産地消」への関心もあって，10～20%程度のプレミアムは顧客に転嫁可能な時代になっているとみる。したがって，うまく農と商工の世界と結びつければ，両者が利益を得ると共に，日本の食料自給率の改善にもつながるはずである。しかし，そのためには「商工業者側が相当負担するにしても，生産者側も安定供給，物流に対して自らリスクを負担する意欲が必要」であり，また「両者を結ぶハブセンターのような機能が必要」であるという。

⑶ （株）恵那川上屋（里の菓工房）（岐阜県恵那市）――「恵那栗」による地域全体のブランド化を推進――

a 超特選恵那栗の生産と24時間以内の加工

岐阜県恵那地方は栗の産地であり，この地域の栗菓子は全国的に知られている。しかし，（株）恵那川上屋の鎌田社長が10数年前，地元の栗きんとんを食べたところ，自分が子供のころに食べたものと味が異なると感じた。調べてみると，使用されていた栗は地元産ではなく，大半は安価な他県産であることが分かった。

恵那の栗農家も，地元の加工業者が地元産を利用しないため，栗の価格低迷と販売先に窮しており，恵那の栗畑は危機に瀕する状態であった。そうした状況に対し，鎌田氏は地元農家に対し高品質の栗で歩留まりロスが小さくなれば，そのぶん価格に反映させるという提案を行い，同社向け栗供給に特化した「超特選栗部会」を地元JAに設立した。

同社のこうした取組みは，いい栗菓子作りには栗の鮮度が重要であり，収穫から24時間以内に加工するためには，地元で供給できる仕組みを自ら構築する必要があると判断したからである。鎌田氏によると，日本の栗産地の中で収穫した栗を１日以内に加工する仕組みが出来ているのは恵那だけであるという。同社は加工能力を超える栗の入荷があった場合でも，一次加工し急速冷凍する施設があるので，部会の栗の全量買取ができる。

また販売についても，地元の人々の関係の中で完結する「地産地消」がいいと考えている。外の人が買いに来る，また地元の人が外に持っていって受け入れられる限りは「つながっている」と考えるが，基本的に販売先を恵那周辺以外に拡大する戦略は

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

とっていない。

同社は生産―加工―販売までをひとつの「業態」ととらえ，付加価値を積み上げるとともに，「生産者・工房（当社）・消費者」を「栗人」（くりうど：栗好きな人）として意識の共有化，ブランド化を図る方向を目指している。

b　地元生産者の意欲と技術を引き出す

同社と「超特選栗部会」の関係は「切磋琢磨する関係」であり，努力と成果がみえる仕組みが重要であると鎌田氏は考えている。部会のメンバーは現在約80名，部会の事務局機能を地元JAに置き，JAは部会農家を管理する役割を担っている。

部会では，栗の栽培方法・出荷基準が厳しく決められており，これを満たすように同社から部会に繰り返し要請した。栗の木も３年かけて栗きんとんに合うものに変えてもらった。農家の側も，当社の基準に合うように努力した結果，次第に品質が向上し，それを反映して買取価格を引き上げられ，現在はkg800円前後（早生種，Ｌサイズ）と通常の栗の倍近い価格で購入している。

10ａ当たりの収量は約300kgなので収入は20万円位（手取りは半分程度）になり，この地域の農家の平均的な経営規模50ａでは100万円近い収入となる。栽培，選別に手間はかかるが，努力した分は収入に反映されるので，部会の方は同社について「産地を助けてくれた」と高い評価を与えている。

部会では，部会のリーダーでもある塚本氏が提唱する「低樹高栽培」という方法を採用している。栗の木は剪定なしの場合，高さ，幅ともに８m以上になり，手入れが大変なうえ日照が十分でないため，品質，サイズ，病害虫等の問題が起きやすく収量も低くかった。低樹高栽培では効率的な剪定により樹高を2.5mに保つことで，作業負荷の軽減，日照確保による収穫量の増大が可能となった。また，この栽培法の普及と継承のために，東美濃栗振興協議会が「剪定士」資格制度を設立しており，現在57名が認定されている。

農商工連携の事例として，同社の実績は日本の中で最大級のものといえる。01年度77トンだった恵那栗の生産量（製品ベース）は07年度108トンへ，同社の売上げも10億円から16億円へと大きく伸びている。農商工連携について，鎌田氏は「地域の素材を活かし情報発信するなら，地域と組まないと出来ないし，地域にその気持ちがないと無理」とみる。

今後も栗供給量に合わせて販売を拡大していく方針であり，将来的な目標を300トン，30億円に置いている。このうち100トンは現状農家に担ってもらうにしても，長期的には高齢化等の影響で担い手確保が深刻になってきている。これに対処するため，同社は100トンを自社で直接生産する体制を目指し，既に生産法人を立ち上げ，現在８haの経営規模で土作りの段階から技術・ノウハウの継承を図っている。残りの100トンについては，県やJAの就農支援を受けた新規就農者の生産に期待している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(4)　JA氷見市（富山県氷見市）
――地場産ハトムギを利用した高機能性ハトムギ茶の開発・販売――

a　地域農業の底上げが目的

ペットボトル（PB）のハトムギ飲料のアイデアは，JA氷見市の川上組合長が他県の地場産茶飲料を飲んだ時に，氷見でもハトムギを利用したものが開発できると思ったのがきっかけであった。魚の町として有名な氷見市は，平野部が少なく中山間地でのコメ依存の高い農業構造を抱えており，80年代半ば以降，転作作物としてハトムギが山間地の細越地区で３haほど細々と栽培され，焙煎茶として販売されていた。

ハトムギを付加価値の高いPB飲料に加工し収益性を高め，栽培面積を拡大できれば，地域農業に貢献できるとの考えから，まず試験的にJA自身で栽培を２年試みたところ満足いく収量が取れたことで商品試作を開始した。商品コンセプトを「水に近くクセがないが，香りはある」とし，何度も試作を繰り返し06年に「氷見はとむぎ茶」として販売を開始した。

しかし，PBの販売については川上氏も自信があったわけではなかった。そこでひとつの工夫として，氷見市で毎春開催される「全国中学生ハンドボール選手権大会」への支援として１本当たり５円，市に寄付することを決めた。するとこれが地元市民の共感を呼び，市内の旅館，飲食店なども販売協力してくれた。また，コンビニで地産地消の地域限定商品として販売されたことも認知度を高めた。

PBの販売量は06年の13万本，07年56万本，08年150万本（見込み）と急増し，これにつれハトムギ作付面積と収穫量も各年17ha・13トン，31ha・42トン，75ha・120トン以上へと予想を超えて急拡大し，現在JA管内のほとんどの地区で栽培されている。

PB事業全体の管理は，JA出資の生産法人の「(株) JAアグリひみ」が行っており，また飲料製造は県内朝日町にある飲料会社に委託し，水は黒部の伏流水を利用している。また，ハトムギの焙煎は細越地区の生産組合への委託を基本として，今後の生産増に応じてJAアグリひみで設備を導入する予定である。当社は作業受委託を通じた地域農業の維持を目的に設立されており，この目的のためにも収益部門としてPB事業が不可欠となっている（第５図）。

現在発売中のPBに対して，今回農商工連携の認定を受けたのは，ハトムギの健康機能，特に美肌効果をより強化した高付加価値商品であり，３年後の商品化を目指し

第５図　農商工連携の関係図（JA氷見市）

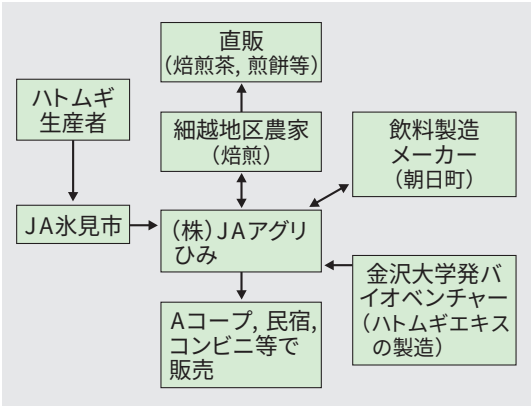

資料　　ヒアリングに基づき筆者作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ている。この商品開発は，金沢大学のバイオベンチャーが特許に基づき開発・製造したハトムギエキスを利用している。

b　連携をつなげていく

JA氷見市は，農家からkg700円でハトムギを全量買い上げており，これに産地作り交付金を加えると，10ａ当たりの収入は収量200kgの前提で18万円程度となる。ここから全ての費用（機械賃料，労働費15時間分含む）を控除しても，手取り10万円ほどの所得が確保でき農家にとって魅力的な作物となっている（収量が130～150kgの場合の手取りは５～６万円）。通常のハトムギ買取価格はkg300円程度であり，当JAがその倍以上で購入することで，地域農業にとっては大きな支援となっている。また，下落傾向が続くコメに対して，ハトムギは価格が安定しているため，集落営農組織を維持するための重要な作物ともなっている。

一方で，当JAはハトムギ栽培を県内に広げていく努力を積極的に行っている。既に県内６JAが生産を開始しており，薬売りのイメージから「越中はとむぎ茶」のブランドでPB販売を開始している。さらに，当JAが中心となり「全国ハトムギ生産技術協議会」を発足させ，広く全国に生産振興していく取組みも行っている（日本のハトムギの大半は輸入）。

JA氷見市は，ハトムギ以外にも，氷見米，氷見牛・氷見牛カレー（レトルト商品）などの地域ブランド化に熱心に取り組んでいる。当JAがこうした事業に踏みこむのは地域の活性化が最大の目的であり，「農家が栄えれば農協も栄える」との理念からきている。

川上氏はこれまでのハトムギ茶の取組みを振り返り「細い幸運の糸がつながり，重なり，いまでは何本も糸が撚れて太くなった」と表現している。何とか事業化しようとして，無我夢中にやってきた結果が，農商工連携という形だったといえよう。

３　農商工連携を地域に活かす条件

(1)　地域イノベーションとしての農商工連携

３つの事例に共通する大きな特長として，第一に地域と結びついた長期的かつ明確な理念や目的があること，第二にキーマンといえるリーダーの存在，第三に地域内部の協力が挙げられる。

ここでは農商工連携が，地域の具体的状況から発想し，地域資源の潜在性を最大限引き出し，新たな技術的な価値を付加し，地域的な広がりをもってビジネスを創出する過程として描くことができる。これはまさに地域イノベーションと呼ぶべきものであり，農商工連携がこの視点で展開されるとき，大きな可能性を発揮するのではないだろうか。これは通常のビジネスが，個別企業の一定期間における投資と回収という貨幣フローが決定的に重要なのと比較すると対照的である。

こうした農商工連携の背景には，なんら

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

かの地域の「協働性」が基盤となっており，それが揺籃となり地域イノベーションを誘発させるとともに，ビジネスの性格を特長づける関係にある。「協働性」をベースとする地域の最適サイズはさほど大きくないと考えられるが，地理的範囲で画さなくとも，同じ思いを共有する「非血縁・半地縁・地域共同体」（大江2008）のような関係が大きな役割を果たすことも多いだろう。

筆者は，こうした農商工連携の取組みの先に，地方から市場経済の仕組みを組み替えていく芽があるように思う。明治以来の日本の近代化が辿ってきた道，輸出産業を効率的に編成していくための大都市中心の産業社会と国民国家の枠組みから，個性を競い合う「地域の集合体としての国家」というものを再創造する過程への切り替えである。それは地域社会が本来的に持っていた協力関係を，回復，再構築していく営みとも折り重なり合う。政策パッケージを超え「思想としての農商工連携」を，地域が自らの自立のため主体的に取り組む意義は大きいだろう。(注7)

現実には人口や市場が減少していく地方において，農商工連携や地域イノベーションを成功に導く条件は易しいことではない。しかし，こうした課題を自らクリアしない限り，地域の衰退傾向を逆転させることは難しいといえる。

（注7）思想としての農商工連携の意義を考えるとき，内山節の著作は非常に示唆的である。内山は日本人の精神の基層について，「私たちの精神風土では，自分の側に主体があるのではなく，支えてくれる自然や人々こそが創造者であり，それに応えようとするとき主体的なのである」とする（内山2005，p.155）また「世界に普遍性を求めるのではなく，それぞれの自然があり，歴史があり，関係性があるローカルな世界から思想を組み立てなおす」ことを提唱する(同21p)。

また小田切（2006）は，「地域活性化」を超える取組みとして「地域づくり」を位置づけ，さらに総合性，革新性を伴う「地域自治」を想定している。地域づくりは単に経済面での活性化ではなく，文化，環境，教育，福祉等の活動を含む総合的な取組みを指し，またこうした取組みは住民意識，地域自治のあり方と関係する。農商工連携を考える場合，どのレベルでとらえるかが重要な問題となってこよう。

(2) 農商工連携のビジネス論

農商工連携をビジネスの側面でみると，どのように「農と商工の繋ぎ目」，より端的には情報と物流（安定供給）の問題を，独自の方法で解決できるかが最も重要であろう。農商工連携で必要なのは，設備資金等より他所では真似ができないこうした地域独自の「ソフトウェア」にあるといえる。事例でみたように，ひとたび「ソフト」が構築されるならば，外部に対する一種の「参入障壁」となりニッチ市場をとらえる機会となりえる。

仮説として，協働性をベースとする連携においては，イノベーションの「場」の範囲が比較的小さく，また価値観を共有することから，連携内部での「擦り合わせ」を通じたさまざまな調整コストが節約され，長期的視野に立ったバリューチェーン，サプライチェーンの形成とウィン・ウィンの関係が構築し易い優位性があると考えられる。

現実のこうした関係構築は，地域や品目

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ごとに異なり一般化するのは難しいものの，以下のような点が重要であると考えられる。

第一に，連携内での役割分担を明確にして，農業者に具体的なデータに基づくインセンティブを示していくことが挙げられる。現実には，事例にみるように商工側が全量買取，在庫負担など相当大きな経営資源を負担するケースが多いが，同時に農業者に対する期待を明確に求めるような関係が重要であろう。また商工側のリスク負担度に応じて，オハラの事例のように，事業の一部として農商工連携を取り入れることも可能であろう。

第二の点として，農商工連携は地域のビジネスとして，あくまで面的な広がりを志向する事業として展開されることが重要であろう。生産者との関係では，連携の条件が満たされるなら広く受け入れていく姿勢が，結果的に商品の付加価値に反映されると考えられる。同時に，地産地消を基本に消費者との連携，交流を図る点も極めて重要である。

第三に，農商工連携で生産される商品は概して価格が高いため，販売価格を下げる努力も必要であろう。現状，消費者の国産志向，地産地消のニーズは確実に広がっており，一定のプレミアムが取れる状況にある。こうしたメリットを多く取り込むためにも，流通規格外品の利用や副産物の活用，流通経費の削減等による販売価格を抑える取組みが望まれる。地域振興と地域資源保全を両立させる取組みは，消費者向けアピールにもなる。

最後に，農商工連携の商品についてはモノとしての「商品価値」を超えた地域や風土，生産者等との「関係世界」そのものを了解してもらうようブランド化していく取組みが不可欠であり，そのためには観光業等との連携や効果的な情報発信が重要である。

⑶　JAはどう関与していくべきか

農商工連携を地域イノベーションととらえ推進していく場合，求められる機能は①異業種のマッチング，②情報と物流のセンター，③技術開発，④対外的な情報発信，⑤観光振興等と広範である。

JAは農村における最大の組織であり，地域農業・農家との間に強い関係を持っており，農商工連携を地域ぐるみで振興する有力な主体であるが，JAが直接的に関与する事業，また貢献できる機能は限られているのが実情であろう。もともとJAは農業・農家に対する強い関与とは対照的に，地域全体を振興していくという発想は，一部のJAを除けば強くなかったといえよう。

商工会・商工会議所なども似たような状況にあろう。また行政の地域イノベーションに関する機能や機関も，重複，分散的である。一方で，従来の産業ごとの縦割りの規制と組織は，地域において人口が減少する中で存立が難しくなっている。

かたや農商工連携のヒアリングを通じて，コーディネーション機能の一元化・集約化，例えば「ここに聞けば片付くという

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

場所が欲しい」とのニーズの強く，また商工サイドでは「農業・農家との付き合いがない，JAとの接点がない」との指摘をよく耳にした。本稿でみた３つの事例は，自前で地域イノベーション機能を相当程度内部化したが，同じことを新規に行うことは大きな困難が伴うといえる。

こうしたなか，ひとつのアイデアとして，地域イノベーションに取り組む共通の場＝プラットフォームとして「地域イノベーション会社」のようなものを地域横断的に作ることを提案したい。ここでの地域は，生態系，生活・文化，歴史を共有する圏域とするのがいいだろう。市町村レベルの場合，どうしても似たような事業を手掛け，結局のところ共倒れに終わる懸念がある。

地域イノベーション会社は，地域振興の総合的なプロデュース，コーディネーションを行う。農商工連携等の事業収益の一部を，この会社の運営資金に充てるのがいいだろう。この会社に役所，研究機関，JA，商工会等が，それぞれの強みを活かし，有力メンバーとして参加し，農商工連携等を振興していくのが現実的だと思われる。ここには，域外の専門家の参加も不可欠であろう。

JAについては，小規模生産者をまとめ連携の舞台に乗せていく重要な役割がある。また，食農教育，地産地消の取組みを，地域イノベーションと関連付け実施できる。JAの持つ金融，共済，経済・施設事業等も，この会社の事業展開を補完する形で活用できよう。さらに，対立的なトーンでみられがちなJAと農業法人の関係も，地域イノベーション会社の下で役割分担を持ち協調できる可能性が広がろう。

このような仕組みを利用して，地域イノベーション，農商工連携を推進することで，地域の持つ潜在性を最大限引き出し，地域社会と地域農業の活性化につながる未来に期待したい。

<主要参考文献>

・内山節（1997）『貨幣の思想史』新潮社
・同　　（2005）『「里」という思想』新潮社
・同　　（2006）『農の営みから』農山漁村文化協会
・大江正章（2008）『地域の力―食・農・まちづくり』岩波書店
・小田切徳美（2006）「地域づくりの論理と新たな展開」矢口芳生代表編『中山間地の共生農業システムか―崩壊と再生のフロンティア』農林統計協会

（主任研究員　室屋有宏・むろやありひろ**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農商工連携と農協

――連携を育てるために――

〔要　　旨〕

1　農林水産省と経済産業省の協調の下に農商工連携への取組みが進められており，地域の基幹産業である農林水産業と商工業の連携を強め相乗効果を発揮することは，地域経済の活性化を促進すると期待されている。

2　「農商工連携88選」や第一次認定事業をみると，地域の農林水産業と商工業が連携して多くの特徴ある取組みが進められていることがわかる。ただし，それに対する農協の取組みをみると，農協が主体的に連携に取り組む優れた例も出てきてはいるものの，それが全面的に拡大するまでにはいたらず，受身の対応姿勢もまだ強いように思われる。

3　食品企業にとっては，ニーズの多様化とともに輸入品との競合が激しくなってきており，このなかで，農林水産業との連携は，重要な生き残り戦略の一つになってくる。また農協にとっても，農産物流通形態が多様化するなかで，商工部門と連携して事業を展開することは，販売力を強化していくうえで重要な戦略になる。

4　農商工連携を進めるうえでは，国産農産物の価格水準，生産量の不安定性，新製品開発にかかるリスクなどさまざまな障害もある。農商工連携が持つ意義をよく踏まえつつ，お互いが知恵を出し合い歩み寄りながら乗り越えてゆく，いわば「連携を育てる」姿勢で取り組むことが重要である。また，農協が連携事業の直接の当事者にならない場合であっても，管内の農産物情報を広く全国に提供し，連携の種まきをしていくことも，農協や連合会の重要な機能である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　農商工連携の展開
2　事例からみる農商工連携の現状と課題
⑴　「農商工連携88選」の概要
⑵　第一次認定事業の概要
⑶　農協の参画状況
3　連携の課題
――食品産業との連携を例に――
⑴　農商工連携をめぐる期待
⑵　農協にとっての農商工連携
⑶　連携の障害と農協の課題
――「連携を育てる」――

はじめに

都市と地方の格差が拡大し，地域経済の活性化が大きな課題になるなかで，地域の基幹産業である農林水産業と商業，工業等の産業間での連携を強化し，相乗効果を発揮しようとする農商工連携への取組みが進められている。

本稿は，主として農協の立場に立って，農商工連携がどのような意味を持つのかについて考え，取り組むにあたっての課題を提起しようとするものである。

1　農商工連携の展開

農林水産業と商業・工業等の産業間での連携を促進し，その相乗効果を発揮しようとする「農商工連携」は，2007年秋から検討が進められ，08年４月には農林水産省と経済産業省によって「農商工連携88選」が発表された。その後，「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（農商工等連携促進法）が08年５月に公布，同７月に施行され，同８月には「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」が告示された。そして，同９月には，中小企業庁から農商工等連携事業計画合計65件が第１回認定として公表された。

このような連携を図ろうとする事業は，それ以前からも，「食料産業クラスター展開事業」「地産地消関連対策」（農林水産省），「中小企業地域資源活用プログラム」（中小企業庁）など，さまざまなものが実施されてきた。

今回の農商工等連携は，これらの以前の取組みと異なり，農林水産省と経済産業省が協調して取り組むこと，そのもとで，税制・金融面をはじめとした総合的な支援措置を講ずることが特徴となっている。両省はそれぞれ100億円程度，合計で200億円以上の予算措置を講じ，中小企業信用保険法の特例，小規模企業者等設備導入資金助成法の特例，食品流通構造改善促進機構の債務保証，農業改良資金の貸付対象の中小企業への拡大と償還期間・据置期間の延長，設備投資減税制度の創設，中小企業者に対する低利融資制度の創設などの支援措置を行う。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

2　事例からみる農商工連携の現状と課題

(1)「農商工連携88選」の概要

それでは，現在取り組まれている農商工連携は，どのようなものであり，農協はどのように関与しているのであろうか。以下，「農商工連携88選」の概要をみてみよう。

「農商工連携88選」は，農林水産業者と商工業者が連携して，それぞれの技術や特徴等を活用している先進的な取組みを紹介することを目的として，公募に応募した240件のなかから審査を経て選定されたものである。(注1)

その連携の内容をみると，新商品の開発が最も多く，さらに，新しい生産方式または販売方式の開発を行ったり，大学・研究機関等と多様な連携を行ったりしている例も多い（第１表）。

第1表　「農商工等連携」事業の事例

	88選	第1回認定
新商品の開発（農畜産物を活用したもの）	33	50
新商品の開発（林水産物を活用したもの）	14	15
新サービスの提供	15	6
新しい生産方式又は販売方式の開発	26	8
多様な連携による取組み（大学･研究機関等とも連携）	25	3
多様な連携による取組み（地域住民や消費者団体等とも連携）	9	0
合計	88	65
（農協が主体的に関与）	(7)	(7)

資料　「88選」は，農林水産省，経済産業省「農商工連携88選　事例一覧」(2008.4.4) による。
「第1回認定」は，中小企業庁「農商工等連携事業計画　第一回認定一覧」の事例から，「88選」の連携形態別に筆者が分類。(http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/download/080916nitei_ichiran.pdf)

それでは，これらの事例では農協はどのような関わりを持っているのであろうか。公表結果だけからは，そこまでの詳細な内容を知ることができないが，連携の「中核団体」として明記されている事例および説明のなかで農協が連携先として記載されている事例を，農協がなんらかの形で主体的に連携に取り組んでいる事例とみなすと，合計で７件となる（全体の８％）。以下，これらの事例の概要をまとめる。

a　農協が中核団体となっている事例

①　生産・加工流通・消費者が一体となった地産地消・食育の推進

農業者，商工業者，消費者が「一粒の会」を設立し，生協と連携して，地元農産物を使用した加工品のPR・販売促進活動や農作業体験等に取り組んでいる。あいち中央農協が中核団体となっている。

②　規格外の二十世紀梨を活用した新商品の開発

規格外の小さいサイズの梨を用いてワイン，ドリンク等を開発。鳥取中央農協が中核団体となっている。

b　連携先に農協が入っているもの

①　中小企業ネットワークを活かした地酒造り

北海道中小企業家同友会苫小牧支部が中心となり，地元産の米，水を活用した日本酒造りに取り組み，原料調達で農協と連携

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

② 民間異業種交流会による地域産物のサポート

埼玉県川越市の民間異業種交流会が飲食店をサポートし，「地産地消」「安心，安全，健康によい」をコンセプトとした料理提供に取り組む。農協，特別栽培野菜農家グループと連携

③ 食品加工業者と生産農家の連携による農産物のブランド化

岐阜県恵那市の(株)里の菓工房が県，農協，栗生産農家と連携し，高品質栗を確保，ブランド栗を使用した製品の製造・販売に取り組んでいる。

④ 地域固有の品種を活用した梅酒の開発

京都府城陽市の城陽酒造(株)が地元特有の品種の梅を活用した梅酒を開発し，農協等と連携して原料を確保

⑤ 県独自開発の麺用小麦製品の普及・定着

香川県製粉製麺協同組合が中心となって，県が開発した麺用小麦「さぬきの夢2000」の普及・定着を図る取組みに，農協が連携

（注１） 個別の事例は，下記農林水産省ホームページ参照。以下の「農商工連携88選」の事例はこのホームページによる。
http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/pdf/080404_1-02.pdf

(2) 第一次認定事業の概要

次に，08年９月に農商工連携事業計画の第一次の認定が行われた65件についてみてみよう。(注２)

これらの認定事業の詳細は未公表のため不明であるが，筆者の簡単な分類結果では，新商品の開発が大半を占めている（第１表）。これは，「農商工連携88選」がすでにある程度の実績を収めている事例であるのに対し，第一次認定事業はこれからの事業展開に期待されるものが多いという違いによるものと思われる。

第一次認定事業のうち，事業者のなかに農協があげられているのは７件で，全体の11％である。具体的には，以下のような内容となっている。

① 地元特有品種の米と地元産魚介類を使った冷凍押し寿司の新製品の開発，製造，販売（青森県はまなす農協）

② 地元の雑魚から製造する堆肥で葡萄を栽培，ワインを生産し，関連事業も展開（富山県氷見市農協）

③ 「コウノトリを育む農法」(注３)による米粉を用いた食品の開発，製造，販売（兵庫県たじま農協）

④ カラハリスイカを原料とした新健康食品の開発，製造，販売（奈良県農協）

⑤ 未利用柿を完熟化・加工して新健康食品を製造，販売（和歌山県紀北川上農協）

⑥ 牛の分娩見守りシステム等の開発，普及（鹿児島県あおぞら農協）

⑦ 地域特有の小麦品種等を活用した「こだわりの熊本ラーメン」の開発，販売（熊本県熊本宇城農協）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（注２）下記中小企業庁ホームページによる。
http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/download/080916nitei_ichiran.pdf
（注３）コウノトリの餌となる生き物を育む農法

⑶　農協の参画状況

このように，農協が主体的に関与して新しい連携に取り組み，地域の農業と経済の発展に寄与することが期待されるような事例が，すでに各地で生まれつつある。

しかし，全体を概観すると，農協が主体的に関与している事例がそれぞれ８％，11％に止まっていることにみられるように，農協としての積極的な関わりは，まだ限定的であるといわねばならないであろう。もちろん，「農商工連携88選」や第一次認定事業のうちここで取り上げなかった事例においても，農産物の供給上農協が一定の役割を果たしている場合が多いと思われる。また，これらの事例以外にも，多くの優れた取組みが従来から行われてきていることも事実である。しかし，全国的にみれば，農協が主体的に取り組むという点で，まだ一部の取組みに止まっているというのが実態ではないであろうか。

次に，農商工連携においてさまざまな主体をつなぐ役割が期待されている「地域力連携拠点」の状況を通して考えてみよう。

「地域力連携拠点」は，地域に賦存する経営資源をつなぎ合わせることで中小企業を支援する組織を整備しようとする中小企業庁の事業で，08年５月からスタートした。スタート時点での地域力連携拠点の概要は第２表のとおりである。

全国で316機関が採択されており，商工会議所，商工会，都道府県支援センター，中小企業団体中央会などが多いが，農協も５組合が採択されている。また，これらの連携拠点が事業を行うに際して，連携予定のパートナー機関として農協をあげるケースが64に上っている。

この事業は中小企業庁が行う中小企業支援のためのものであり，農協自身が連携拠点となるケースが少ないことも理解できないわけではない。しかし，農協以外の連携拠点で農協をパートナー予定機関にあげる例が少なくないことにみられるように，地方の地域経済を活性化するうえで農業は無視できない重要な部門であり，このような取組みに農協ももっと積極的に関与することが，農業も含めた地域経済を浮揚させるより強い力につながっていくのではないだろうか。

この事業以外にも，地域の産業を結び付

第２表　「地域力連携拠点」採択状況（2008.5.20現在）

	合計	パートナー機関に下記を含む拠点			左記のいずれも含まない
		農協	漁協	森林組合	
商工会等	78	16	3	1	61
商工会議所	119	22	8	2	97
中小企業中央会	37	12	3	2	25
地方銀行	7	0	0	0	7
信用金庫	12	0	1	0	11
信用組合	4	0	0	0	4
都道府県支援センター	41	8	2	0	33
株式会社・NPO	4	1	0	0	3
大学	1	0	0	0	1
農協	5	3	1	1	1
その他	8	2	0	0	6
合計	316	64	18	6	249

資料　中小企業庁ホームページから作成。
（http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/080520chikikyoten.html）
（注）「パートナー機関」は予定機関。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

けようとする取組みとして，農林水産省が05年度から実施してきている「食料産業クラスター展開事業」がある。この事業は，食品産業が中核となって，農林水産業，関連産業，研究機関，行政等が連携し，付加価値の高い加工食品や地域ブランドの創出，販路開拓等を展開しようとするものであり，08年６月現在全国で49か所の食料産業クラスター協議会が設立されている。筆者もそのいくつかの活動に接する機会を得たが，限られた機会であることや，そのなかで優れた取組みをしている農協も少なくないことを考慮しても，全体としては，積極的に参画する中小企業がみられるのに対し農協は総じて受身の姿勢が多いように感じられた。

このようなことを踏まえると，農商工連携事業については，農協としてその意義をよく検討し，方針を明確にして取り組むことが必要であると思われる。

３　連携の課題
――食品産業との連携を例に――

⑴　農商工連携をめぐる期待

農商工連携に対して，企業はどのような期待を持っているのであろうか。ここでは，従来行ってきた調査結果も踏まえながら，食品産業の場合を例にまとめてみる。

わが国の食品産業は，大きな変化の波を受けている。わが国の食品への需要は，人口減少と高齢化の進展により市場の成熟化が進み，拡大よりは質的な変化へと向かうであろう。そのなかで，食品に対するニーズは多様化が一層進むと考えられる。単身世帯の増加は簡便化や外食へのニーズを強め，また，価格面では，低価格志向がさらに強まる一方で，高級志向のニーズもまた増加していこう。さらに，さまざまな食品事故の発生を背景に，食品の安全・安心への志向はますます強まっていこう。こうした状況が強まるなかで，食品企業にとって，いかにして多様化するニーズをよくつかみ，競争に打ち勝っていくかが大きな課題となる。

また，近年の世界的な穀物需給の逼迫やエネルギー価格の上昇は，食品企業の製造コストを高めており，これをいかにして吸収するかが大きな課題になっている。

さらに，中長期的には，海外の発展途上国の経済発展はそれらの国における食品産業の発展を促し，今までは農水産物としてわが国に輸入されてきたものが，加工食品として輸入されるものに姿を変えていくことになる。食品企業によっては，海外に進出することで生き残りを図る戦略をとるものも出てきているが，多くの中小規模の食品企業にとっては，その置かれた地域において，輸入食品との競合が強まるなかでいかにして生き残りを図るか，その戦略が必要になる。

このような状況を打破する戦略としては，低価格志向，高品質等による差別化志向，ニッチ（隙間）市場志向，特定顧客グループの囲い込み志向などさまざまなものが考えられよう。そして，これらの戦略を

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

進めるにあたって，農商工連携はその有力な手法として浮かび上がってくる。食品製造企業や流通企業が地域の農業部門と連携しようとする場合には，次のような期待があると考えられる。

第一に，国産農産物の優れた品質を生かして差別化を図ろうとするものである。国産大豆を使用したこだわり豆腐や味噌などが代表的なものであろう。贈答用，こだわり商品，プレミアム製品などを伸ばすことで，相対的に高い利益率を実現している企業も少なくない。

第二に，近年特に強まってきた安全・安心志向に応えて国産農産物原料を使おうとするものである。輸入食品事故の発生が続くなかで，消費者の国産農産物へのニーズは高まる一方であり，食品企業もこれに積極的に応えることで，よい結果を生み出すことが可能になろう。

第三に，単に原材料が国産であることだけでなく，地元産，県内産等の，地域性を打ち出す考え方も多くみられる。これは，特定の地域を売り出し，地域ブランド化にまでつなげるような方向と，地産地消を推進し地域内で安定的な需給関係を築こうとする動きの，両方向の展開が考えられる。

⑵　農協にとっての農商工連携

このような食品企業のニーズに対して，農協が適切に対応できれば，それは農協側にとっても食品企業側にとってもよい結果をもたらすであろう。

農産物の流通は，市場流通が大半を占めていたものから，流通企業や食品企業との直接取引，直売所での販売，消費者との直接取引等が増加して多様化しつつある。農商工連携は，このような変化のなかで，農協が農産物を有利に販売していくうえで大きな力になるだろう。

第一に，農商工連携によって実需者・企業と結びつくことは，農産物流通の新しいルートを開拓することになる。

第二に，農商工連携による新製品開発は，農産物の新しい需要を生み出し，その有利販売を可能にする。

第三に，農商工連携によって実需者や消費者との接触を密にすることは，農産物の生きた需要動向に接することを可能にし，農協としての販売戦略を強化することにつながるであろう。

農産物流通が多様化し，競争が激しくなっている今日，農商工連携にいかにして取り組むかどうかは，将来における農協の販売力の優劣に大きな影響を及ぼすように思われる。農産物を有利に販売するためにいかにして知恵を絞るのか，農商工連携はその試金石になっていると考えるべきではないだろうか。

⑶　連携の障害と農協にとっての課題
――「連携を育てる」――

しかし，農商工連携を進めるうえで，さまざまな障害があることも事実である。従来行われてきた連携をめざす取組みのなかで指摘されてきた問題点をまとめてみよう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第一に，国産農産物は輸入品より価格が高く，また，価格変動が大きいことが一番のネックとなる。一般的な価格差だけでなく，食品企業が求める品種や品質の農産物の収量が低いなどの問題があることも少なくない。

第二に，産地の規模に限界があることから，気象変動に左右されて，供給量が不安定なことがあげられる。食品企業にとっては，原料が不作であっても製品の納入先で欠品が生じることは避けねばならず，取引数量に余裕を持たせたり，全量引取契約を結ぶことも少なくないが，これは逆に，豊作時には大きな重荷になってしまう。

第三に，産地間や出荷施設間で品質の格差があることがあり，また，原料によっては，加工など用途に適した品種改良を求める声もある。

第四に，製品の差別化によるメリットを出し，ブランドを維持していくうえで，商品開発力の強化や販売面での工夫が必要になる。新しい事業に取り組む以上，失敗するリスクも従来の事業に比べて高いものになる。

第五に，市場を通さない取引形態となることが多いため，販売代金回収面のリスクをどう回避するかが問題となる。

第六に，国内産地は農業従事者の高齢化で将来の供給に不安を抱えているところも少なくないため，実需企業側からは，長期安定的に原料を確保するうえでの不安が出されることがある。

これらの障害によって，取組みが失敗した例も少なくないと思われるし，また，このような障害があるため，連携に及び腰になるケースも極めて多かったのではないかと思われる。農商工連携では，金融面からの支援施策も用意されているが，ここにあげたような障害があることを踏まえて，安易な投資や資金借入は避けるべきであるし，融資機関側の審査も他の案件と同様に厳格に行われる必要がある。

しかし，成功した事例にもこのような障害は多かれ少なかれあったケースが多く，関係者が連携してこれらの障害を乗り越える努力をした成果が結実したものといえる。重要なことは，これからの農商工連携への取組みでは，さまざまな障害を，お互いが知恵を出し合い歩み寄り合いながら克服していくこと，いわば「連携を育てる」姿勢をさらに強めることではないであろうか。このような考え方に立って，農協としても一層主体的に取り組んでいくことが望まれよう。

また最後に，農協が直接の連携事業の当事者にならない場合であっても，管内の農産物についての情報を広く全国に提供し，連携の種まきをしていくことも，連合会を含む農協の極めて重要な機能であることを強調したい。食品企業を訪問すると，国産原料がほしいと思ってもどこにどのような原料があるのかがわからない，という声を聞くことがある。もちろん，全農が中心となって行うマッチング事業なども実施されてはいるが，このような取組みを農協段階や県域でももっと強化することが望まれる

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

のではないだろうか。たとえば，穀物専門商社R社は，主力商品である大豆の情報をホームページ上で詳細に紹介している。そこでは，商品別（国産，輸入，契約栽培等），特徴別（有機，機能性，特別栽培等），用途別（豆腐用，味噌用等）に取り扱う大豆の情報が整理され，また，産地の栽培レポートも写真入りで掲載されている。こうした取組みは，本来農協や連合会がもっと力を入れるべきことではないだろうか。

このような点も含め，農商工連携への取組みからは，農協の販売力強化への多くの示唆と具体的な果実が得られるのではないかと思われる。

（理事研究員　石田信隆・いしだのぶたか**）**

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2008　A4判，194頁　頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお，CD−ROM版をご希望の方には，有料で提供。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3　TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉　2008年12月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

談話室

“多様な農業の共存”の哲学を“国際的枠組み”の哲学に

農水省は，“世界的な食料安全保障を確保していくため，農産物生産の拡大に向けた方策を検討する「新たな食料情勢に応じた国際的枠組み検討会」”を設置，検討を開始した。“各国が国内生産を強化するための方策と，食料基盤が脆弱（ぜいじゃく）な途上国や食料輸入途上国への貢献策に重点を置いて，国際的な枠組みを協議”し，検討会での“取りまとめを基に，国連食糧農業機関（FAO）や主要国首脳会議（G８サミット）などで各国に訴え，国際的な理解を広めていく方針だ”という（08年11月６日日本農業新聞）。

時宜に適した検討会設置である。是非この検討会で，たとえばこの１～２年大規模な食糧暴動が相次いでいるメキシコのことなど，充分に検討してほしい。内橋克人氏によると，食糧危機ともいうべき事態をもたらした要因として，“見逃してならないのは，深刻な危機の背景に北米自由貿易協定（NAFTA）があったということです。……メキシコはもともとトウモロコシの主産国でしたが，協定締結の結果，米国から安いトウモロコシがどっと輸入され，南部チアバス州あたりの小規模零細な家族経営農家は壊滅し，ついには流民化に追い込まれました。結局，主食であるトウモロコシを自らは作れない国になってしまったわけです。……そこへ価格暴騰，少しは生産されていた分までバイオ燃料の原料として米国資本が買い取ってしまうという事態もおこり，NAFTAのマイナスの影響をもろに受けたメキシコはついには社会的危機に陥ってしまいました。”（08年10月10日農業協同組合新聞）

今，“決裂”状態にあるWTO農業交渉も，NAFTAほどではないにしても，農産物についても自由貿易原則をあてはめようとする交渉だといっていい。“世界的な食料安全保障を確保していく”ことが国際的な課題になっている今日，そういうWTO農業交渉であっていいのか，こそがまず問われなければならない。

この点は，WTO農業交渉が始まったときから，わが国が交渉における“哲学”としてきたはずであることを，此の際，想い起すべきではなかろうか。WTO農

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

業交渉開始時に出された「WTO農業交渉日本提案」はその前文で，“ 多様な農業の共存 ” が日本提案を貫く “ 哲学 ” であること強調し，“ 多面的機能への配慮 ” “ 食料安全保障の確保 ”“ ルールの不均衡の是正 ”“ 開発途上国への配慮 ”“ 消費者・市民社会の関心への配慮 ” の５点を骨子とすることを記していた。

“ 多様な農業の共存 ” の哲学は，自由貿易原則に対する一定の修正理念を，当然ながら内包している。前文の最後の方で，“ 効率を重視した画一的な農業のみが生き残り得る貿易ルールは，我が国のみならず各国にとっても拒絶されるものである。また，我が国は，競争力のある一部の輸出国のみが国際市場において利益を得るような交渉結果を認めない ” ことを強調していた。当然の強調である。

この “ 多様な農業の共存 ” の哲学を，食糧危機が正に国際問題となった今こそ，各国農政を貫く哲学にするよう最大限の努力を払うべきではないか。本年の６月，国連食糧サミットに集まったわが国を含む180カ国の代表は “ 食料安全保障を恒久的な国家の政策として位置づけることを誓い ”，“ 現在及び未来の世代のために，……食料生産を強化するとともに農業への投資を拡大 ” することを “ 決意 ” した（08年６月５日「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合宣言」）。食料自給率の低い国が，“ 食料生産を強化する ” ためには，当然ながら，自由貿易推進派がその削減を主張してやまない “ 生産刺激的な国内助成 ” の強化こそが必要になる。ハイレベル会合宣言は，食料輸出国と輸入国を区別せずに国内助成金の削減を規定するWTO規制の改正を求める宣言でもあるといっていい。

WTO農業協定それ自体は，一方的に貿易自由化原則を謳っているのではない。その前文で，農産物貿易の自由化に向けた “ 改革計画の下における約束が，食糧安全保障，環境保護の必要その他の非貿易的関心事項に配慮しつつ……行われるべきことに留意 ” すると記している。問題は，これまでのところ，その “ 配慮 ” がほとんどないということである。

検討会には，WTO農業交渉の出発点に戻って検討を深め，こうした点への “ 国際的な理解を広め ” ていただきたいと願う。

(東京農工大学名誉教授　梶井　功・かじい　いそし**)**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

交流・グリーンツーリズムの変遷と今後の課題

――地域再生の視点から――

〔要　　旨〕

1　日本で「都市と山村の交流」が政策的に進められて約40年，また「グリーンツーリズム」が農政用語として登場して15年以上が経過し，現在では，これらの活動は全国に広まっている。しかし，交流・グリーンツーリズムの本来の目的である農山村の活性化は一向に進まず，取り巻く環境はむしろ厳しさを増している。そこで，本稿では地域再生の視点から交流・グリーンツーリズムの歴史や現状・意義等を整理した。

2　交流・グリーンツーリズムの歴史を整理すると，まず1970年代に交流政策が開始され，80年代半ば～90年代初頭になると交流活動が本格化し，リゾートブームが起こった。そして，1990年代にはグリーンツーリズム政策が登場し，90年代末以降には，交流・グリーンツーリズムにかかる新しい動きがみられた。

3　交流・グリーンツーリズムの現状については事例分析を行った。各地域の特徴は，高知県梼原町ではこれまで行政主導型の活動を展開してきたものの，近年では女性や住民主体の取組みが広がっており，また熊本県人吉市では，ボランティア組織から農村レストランへの転身と農家民宿の広がりといった女性主体の取組みがみられた。さらに，長野県信濃町では，森林療法・セラピーを軸に多くの住民が参画した地域づくり運動が展開しており，新潟県上越市安塚区では，かつて整備したスキー場や地域の観光業を「田舎体験」というソフト事業を仕掛けることで活性化を図っていた。

4　農山村にとっての交流・グリーンツーリズムの意義は，まず住民が主体的に取り組むことによって，特に女性の場合，これまでにない人材育成の機会となっており，責任感や行動力の向上等のエンパワーメント効果がみられる点があげられる。また，交流・グリーンツーリズムは比較的多くの住民が参画できる性格をもつことから，地域づくり運動として一定程度まとまりをもった形で展開できることがあげられる。さらに，地方の兼業機会が先細りするなか，スキー場や交流施設等の雇用の場を守るといった経済効果もみられた。このほか，交流・グリーンツーリズムは“生き生きと働く人を増やす”ことにもつながっていると考えられる。生き生き働く人を増やすことが，地域再生策にとって重要であろう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　交流・グリーンツーリズムの変遷
⑴　＜第一期＞ 交流政策の開始（1970年代）
⑵　＜第二期＞ 交流活動の本格化とリゾートブーム（1980年代半ば～90年代初頭）
⑶　＜第三期＞ グリーンツーリズム政策の登場（1990年代）
⑷　＜第四期＞ 交流・グリーンツーリズムの新段階（1990年代末以降）
2　地域の取組み
⑴　高知県梼原町
⑵　熊本県人吉市
⑶　長野県信濃町
⑷　新潟県上越市安塚区（旧安塚町）
3　事例からみる交流・グリーンツーリズムの意義と課題
── 結びに代えて ──

はじめに

日本で「都市と山村の交流」が政策的に進められて約40年，また「グリーンツーリズム」が農政用語として登場して15年以上が経過した。

この間，これらの言葉は，同義語あるいは一連のものとして使われる場合も多く，(注1) 現在では全国各地で取り組まれるなど，活発化している。

しかし，交流・グリーンツーリズムの本来の目的である農山村の活性化・再生は一向に進まず，むしろ高齢化・過疎化の進行等，農山村を取り巻く環境は一層厳しくなっている。

本稿では「農山村にとって，交流・グリーンツーリズムはどのような意義があるのか」を改めて問い直すことを目的に，これまでの歴史や現状，今後の課題を整理した。

（注１）一方，グリーンツーリズム研究者である青木辰司は，著書（2004）で「・・・これまでの都市主導型の都市農村交流と異なるグリーンツーリズムの意義は，（略），両者が対等な立場に立って，相互に理解し合い，それぞれにとっての効果や意義を確認することにある」と記すなど，交流とグリーンツーリズムは分けて考えるべきであるという指摘もある。

1　交流・グリーンツーリズムの変遷

日本における交流・グリーンツーリズムの歴史を振り返ると，以下の４期に分けられる(注2)（第１表）。

（注２）依光・栗栖（1996），栗栖（2008ａ）参照

⑴　＜第一期＞ 交流政策の開始（1970年代）

日本で交流が政策として推し進められたのは，高度経済成長による過疎・過密問題が顕在化した1970年代である。

それ以前の60年代から農村工業の導入や農林業の近代化等の農山村発展策が打たれていたものの，実際には，周知のように都市への人口集中と農山村の過疎化の流れは

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　交流・グリーンツーリズムに関する主な政策

時期区分	主な政策・動向
交流政策の開始 （1970年代）	70年　山村振興基本問題諮問委員会，山村振興対策審議会 72年　自然休養村事業 74年　山村と都市協同の山村振興モデル事業
交流活動の本格化と リゾートブーム （1980年代半ば ～90年代初頭）	83年　三全総フォローアップ作業報告 85年　ふるさとC&Cモデル事業，山村地域資源高度活用促進モデル事業 86年　民間活力導入法 87年　第四次全国総合開発計画，総合保養地域整備法（リゾート法），国有林ヒューマングリーンプラン 89年　森林特措法による保安林解除の簡素化
グリーンツーリズム 政策の登場 （1990年代）	92年　新しい食料・農業・農村政策の方向，グリーン・ツーリズム研究会中間報告 93年　総合保養地域研究会最終報告，緑のふるさとふれあいプロジェクト事業，「農山漁村でゆとりある休暇を」事業 94年　グリーンツーリズム法 95年　ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策開始，農林漁家体験民宿の登録開始
交流・グリーンツーリズム の新段階 （1990年代末～）	98年　21世紀のグランドデザイン（五全総） 99年　食料・農業・農村基本法 01年　森林・林業基本法 02年　大分県が農家民宿開業に対する緩和策を実施 03年　観光が国家的課題へ，構造改革特区で農家民宿開業に対する規制緩和実施 03年　7省庁連携の「都市と農山漁村との共生・対流に関するプロジェクト」 04年　NPO・GT・ネットワークセンター設立，GTネットワーク全国大会開始 06年　観光立国推進基本法，森業・山業創出支援総合対策事業，山村力誘発モデル事業 08年　農林漁家民宿おかあさん100選開始,子ども農山漁村交流プロジェクト開始

資料　国土庁編『明日の山村をめざして』地球社（86年），依光良三・栗栖祐子『グリーン・ツーリズムの可能性』日本経済評論社（96年），井上和衛・中村攻・宮崎猛・山崎光博『地域経営型グリーン・ツーリズム』都市文化社（99年），宮崎猛編著『これからのグリーン・ツーリズム』家の光協会（02年），古川彰・松田素二編『観光と環境の社会学』新曜社（03年），山崎光博『グリーン・ツーリズムの現状と課題』（04年），宮崎猛編著『日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム』昭和堂（06年）

止まらなかった。

このように，工業導入や近代化策では農山村はどうにもならないことが明らかになったことを背景に，交流は政策的に推し進められるようになった。その動向を具体的にみると，70年に山村振興基本問題諮問委員会等が，山村に対して，農林産物の供給，水資源の涵養，国土保全といった従来からの役割に加え，「都市住民を中心とする大多数の国民に緑といこいの場を提供する」(注3)という新たな役割を課した。

他方，農水省でも同時期，観光農園やレクリエーション施設，農林産物の加工施設に関する事業を打ち出すなど，都市住民が農山村を訪れることや特産物の販売拡大を狙った政策を開始した。

そのため，当時の交流活動は，レクリエーション的なものが多いほか，特産品加工・販売等もみられる一方，近年各地で取り組まれている都市と農山村の住民同士がふれあう活動（田植え体験等）は少なかった。

（注3）国土庁198『明日の山村をめざして』地球社1986年，101頁

(2)　＜第二期＞　交流活動の本格化とリゾートブーム

（1980年代半ば～90年代初頭）

80年代半ばごろになると，交流活動が本格化し，全国的な展開が始まる。

背景には，80年代半ばの市場開放・円高協調政策の下，農林産物輸入が拡大し，農山村を取り巻く環境が一層厳しくなったこ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

とがあげられる。そして，国土計画の中核をなす第三次全国総合開発計画のフォローアップ作業報告（83年）や第四次全国総合開発計画（87年）において，“都市と農山漁村･過疎地域の交流促進”が明確に位置づけられた。その結果，国や県等から交流促進に関する補助事業が集中的に打ち出され，全国の農山村で交流活動が取り組まれるようになった。また，活動内容も農作業体験等，70年代に比べると人とのふれあいを伴う活動が増えるなど，多様化し始めた。

しかし，80年代末からのバブル経済期になると，各地で民活型のリゾート開発が計画され，交流より大きな資金が動くリゾート開発に目を向ける農山村も多かった。

⑶ ＜第三期＞ グリーンツーリズム政策の登場（1990年代）

その後，バブル経済が終焉し，各地でリゾート計画が縮小・中止されると，これまでの民活型の大規模リゾート開発に代わり，農山漁村回帰型の小規模リゾート開発（以下「農山村リゾート」という）が国土政策として推奨され始めた。

他方，農政サイドからはグローバル化・農産物輸入が一層拡大するなかで，「新しい食料・農業・農村政策の方向」（92年）が打ち出され，「農山漁村で楽しむゆとりある滞在型の余暇活動」としてのグリーンツーリズムが，中山間地域対策の目玉として提唱された。

このように，新たな国土政策として農山村リゾートが推奨される一方，農林業の危機が最も顕在化した中山間地域対策としてグリーンツーリズムが打ち出された。そして，その後，グリーンツーリズムという言葉に収斂しながら，交流と同義語あるいは一連の取組みとして展開が始まった。

90年代の交流・グリーンツーリズムの特徴としては，大型の補助事業による施設整備が積極的に行われたことがあげられる。これは，国の内需拡大政策の下，民活型開発の代替策として行政主体の開発が志向されたこと，また90年代後半以降の景気低迷のなか，農山村では特に公共事業が重視されたこと，さらにガット・ウルグアイ・ラウンド対策費等により農業構造改善関連の予算が増加したことなどが背景にあるとみられる。

⑷ ＜第四期＞ 交流・グリーンツーリズムの新段階（1990年代末以降）

90年代末以降には，交流・グリーンツーリズムにかかる新たな動きがみられる。その特徴を整理すると，

① 政策としての交流強化と観光重視
② 施設整備からソフト事業重視へ
③ 住民・民間主体の活動の活発化
④ 人づくり・地域づくり運動としての展開

などがあげられる。

それぞれの特徴をみると，①については，まず，農政や林政の根幹を成す食料・農業・農村基本法（99年）および森林・林業基本法（01年）のなかに交流推進が明記されたほか，03年には内閣府に７省庁が連携

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

した「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が作られるなど，交流がこれまで以上に国家政策として強化されていることがあげられる。(注4)

一方，観光については，03年に小泉内閣が観光を国家的課題として位置づけたことをきっかけに，観光立国推進基本法の制定（06年）や観光庁の新設（08年）等，国家政策として急速に重視され始めている。また，観光業界としてもこれまでのマスツーリズムの行き詰まりから，体験型または着地型(注5)の観光として交流・グリーンツーリズムに着目する傾向がみられる。

次に，②については，かつて各地でみられたハコモノ作りではなく，地域コーディネーターの育成や新たなビジネス起こしに関する事業が増えているほか，既存の交流施設をいかに活用するのか，といったソフト面を重視するようになっていることが指摘できる。

また，③については，90年代末ごろから「ツーリズム大学」等の勉強会が各地で開催されているほか，04年にはグリーンツーリズムに関する全国組織の発足や全国大会が開催されるなど，交流・グリーンツーリズムに関して住民が主体的に学ぶ機会や地域間の情報交換の場が増えている。さらに，近年の規制緩和政策等により，農村漁家体験民宿（以下「農家民宿」という）の開業要件が緩和されたほか，行政による窓口整備等支援体制も整ってきている。こうしたことから，女性による農家民宿の開業が増えるなど，住民・民間主体の取組みが広まっている。

最後に，④については，もともと交流・グリーンツーリズムは地域の自然環境や文化，人材といった資源を活かす取組みであるが，90年代半ばごろの「施設整備ありき」といった状況下では，こうした視点は実質的には重要とはみなされなかったといえる。

しかし，近年，補助金・交付金の削減や，農林業，さらに製造業や観光業，サービス業といった地域を支えてきた様々な産業が弱体化しているなかで，これまで交流やグリーンツーリズムを主に取り組んできた農山村だけでなく，スキーや海水浴客でかつて賑わった観光地や地方都市等の様々な地域で，交流・グリーンツーリズムの視点を活かした人づくりや地域づくり運動が展開され始めた。

以上のように，90年代末以降，様々な新しい動きがみられる交流・グリーンツーリズムであるが，実際，各地域ではどのような動き・変化が起こっているのか。

次に，高知県梼原町，熊本県人吉市，長野県信濃町，新潟県上越市安塚区を事例に，近年の交流・グリーンツーリズムにかかる具体的な動きをみてみたい。

（注4）大浦（2008）に詳しい
（注5）旅行会社等の都市側・出発地側ではなく，地元地域が企画する観光のこと

2　地域の取組み

(1)　高知県梼原町

90年代半ばごろまで行政主導による交流・グリーンツーリズムを積極的に行って

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

きたものの，近年，女性を中心とした農家民宿や住民主体の活動によるエンパワーメント効果がみられる事例を紹介する。

高知県梼原町(注6)は，高知県の北西部に位置する人口約4,700人の奥地山村である。

当町は，これまで長年にわたり，行政と森林組合の二人三脚体制の下，林業にかかる積極的な取組みを進めてきた地域である(第１図)。

他方，交流・グリーンツーリズムについても，20年以上前から周辺市町村に先駆けて取り組んできた。具体的には，80年代に兵庫県西宮市との自治体交流を開始したほか，イベント活動等も開始した。また90年代には，荒廃の進む棚田を何とかしようと，全国で初めて棚田を使ったオーナー制度・「千枚田オーナー制度」を始めた。さらに同時期，国や県の補助事業を取り込んで，公園やホテル・レストラン，温泉などのハード整備も積極的に行った。こうした取組みや施設整備は，それまで来訪者の少なかった梼原町に人を呼び込み，また地域の建設業には，一時的に大きな経済効果をもたらした。さらに，ホテルやレストラン等は新たな雇用の場となった。

しかし，その後，周辺地域に同様の施設ができると，期待したほどの入込客の確保が難しくなり始めた。

こうしたなか，2000年以降，住民主体の交流・グリーンツーリズムが始まった。そのきっかけとなったのが，農家である上田知子（うえたともこ）さんによる農家民宿「いちょうの樹」の開業（00年）である。上田さんは，90年代以降，輸入農産物の拡大によって，町の主力作目である小なすやぜんまい等の価格が大きく下落するなか，「何とか田畑を荒らさず，付加価値をつける方法はないか」と思案していた。そこで，以前から関心のあった農家民宿を始めることとなった。しかし，当時，町内はもとより，県内にも農家民宿はなく，行政からの支援も整っていなかった。そのため，「何をどうすれば開業できるのかがわからない状態だった」という。しかし，上田さんの熱意と県の女性普及員の支援等によって，資料や情報を集め，３年がかりで開業にこぎつけた。現在では，リピーターも多く，利用者数は順調に伸びている。

上田さんが苦労して開拓した“農家民宿への道”は広がり始めている。例えば，02年には住民主体の組織として「グリーンツーリズムゆすはら」が発足したほか，04年

第１図　梼原町における交流・グリーンツーリズムの流れ

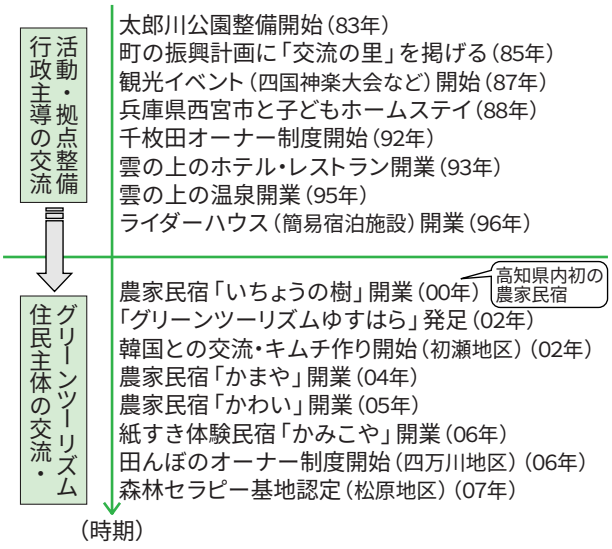

資料　栗栖祐子「環境を軸とした地域林業と森林づくり」依光良三編『「格差時代」の森林・林業と環境』日本林業調査会，2008年，87頁

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

以降には農家女性による民宿が２軒，和紙工芸職人による体験民宿が１軒開業した。さらに，「田んぼのオーナー制度」や坂本龍馬の脱藩の道に関する有志のガイドグループが発足するなど，女性や住民が主体となった取組みが広がっている。

（注６）栗栖（2008ｂ），（2008ｃ）参照

⑵　熊本県人吉市

次に，ボランティア組織から農村レストランへの転身，さらに農家民宿の広がりといった交流・グリーンツーリズムによる女性の行動力や意識の高まりがみられる事例を取り上げる。

熊本県人吉市は，鹿児島県との県境にある人口約４万人の小都市である。市内には，球磨焼酎の蔵元や人吉温泉，球磨川等があり，観光業や農林業が中心の地域である。

しかし，昨今の地方を取り巻く厳しさは同市も同様で，過疎化・高齢化の進行やシャッター商店街の拡大等，様々な問題が深刻化している。

こうしたなか，「高齢化は悪いことなのか。むしろ，知恵も経験も技もある高齢者を活かしていないことが問題。だから，高齢者を活かした活動が必要」という発想の下，女性たちによる農村レストラン・ひまわり亭が10年前にオープンした（第２図）。

この農村レストランは，「地域のために何かしたい」といって集まった女性組織「ひまわりグループ」（89年発足）が元となっている。当時，同グループでは，ボランティア活動としてお年寄り宅に安否確認を兼ねた弁当配達のほか，郷土食の伝承・創作等の勉強会を行っていた。加えて，「人口の半分を占める女性が知識や責任感を向上させ，力をつけなくては地域がもたない」との危機感の下，「農村女性を政策決定の場に」を合言葉に，同グループの中心人物であった本田節（ほんだせつ）さんを市議会議員として送り出した。市議となった本田さんは，女性・高齢者を活かした地域づくりを訴え続けた。そして，市議を辞職すると，今度はその思いを実現させようと，先のひまわりグループの女性たちに声をかけて有限会社を作り，97年に農村レストラン「ひまわり亭」というコミュニティービジネスをスタートさせた。

同レストランは，「もったいない」をコンセプトに，郷土料理や地域文化の見直しを進めるほか，レストランの建物は壊されそうになっていた築120年の古民家を移築して使っている。さらに，「最ももったい

第２図　人吉市の交流・グリーンツーリズムの流れ

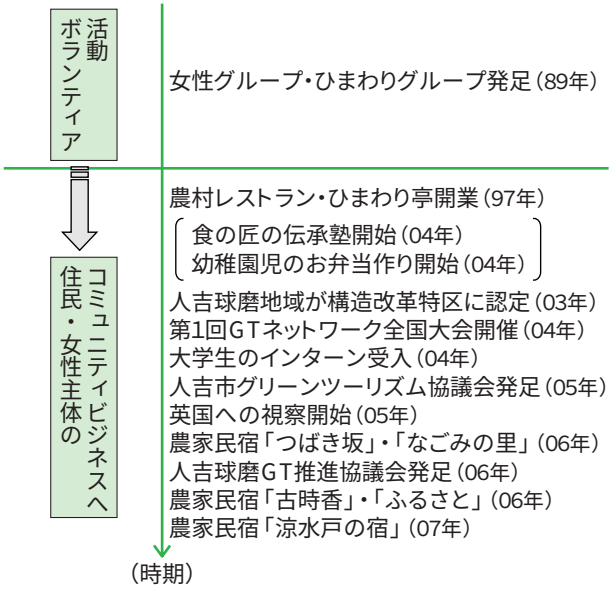

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ないのは眠っている人材」として，女性高齢者を積極的に雇用し，郷土食ランチを提供するほか，幼稚園児のための食育弁当づくりも行っている。

開業後，来訪者が口コミなどで増え，現在では年間５万人が訪れる人吉市の一大交流拠点・情報発信地となっている。

加えて，人吉市では農家民宿が06年からの３年間で５軒，さらに人吉市を含む人吉球磨地域（10市町村）では計23軒が開業する等，農家民宿の輪が広がっている。

このように農家民宿が相次いで開業している背景には，ひまわり亭を拠点に交流・グリーンツーリズムに関する情報が入ってくるほか，03年には人吉球磨地域が国の構造改革特区に指定され，農家民宿の開業における要件緩和が認められたことがあげられる。さらに04年には人吉市が農業・地域活性化に外部の視点を活かそうと，地域外の大学生をインターンとして受け入れる事業を開始した。同事業では，大学生は農家で寝泊りするが，この受入れによって外部者との交流の楽しさを実感し，「これならできる」といった感覚をもった農家が生まれた。加えて，近隣の水俣市で第１回グリーン・ツーリズムネットワーク全国大会が04年に開催され，これが縁となって英国への視察が始まるなど，国内外の先進地を目の当たりにしたことも大きく影響しているという。

こうしたことを背景に，農村女性たちの関心や意識が高まり，06年には人吉球磨地域で初めての農家民宿・「つばき坂」と「なごみの里」が開業したほか，その後３軒が相次いでオープンした。

そして，現在では，人吉球磨地域全体を対象とした「人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会」が発足し，農家民宿の資質向上を広域で取り組み，持続可能な農村社会の一役を担いたいと活気づいている。

⑶　長野県信濃町

３つ目としては，森林療法・森林セラピーを軸に多くの住民が参画した地域づくり活動が展開している事例を取り上げる。

長野県信濃町は，長野市の北に隣接する人口約10,000人の地域である。町内には欧州的な雰囲気をもつ高原，森林が広がっており，大正時代から外国人の保養地となっているほか，画家いわさきちひろ等多くの芸術家の山荘があった地域である。

また戦後には，60年代にスキー場が開設され，70年代以降はペンションやロッジがＩターン者によって相次いで建てられ，観光業が町の中心産業となっていった。

しかし，90年代後半以降，スキーブームのかげりや長野オリンピック後の影響等で，観光客が減少し始めた。さらに近年は，ペンションの経営が厳しく，他産業への就業を余儀なくされているケースもあるという。

このように，主要産業である観光業の停滞のほか，01年には周辺市町村との合併問題が浮上し，さらに住民の一部からは周辺の森林環境の劣化を心配する声もあがっていた。こうしたなか，01年ごろに今後の地

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

域のあり方に危機感をもった数名の住民が有志組織「トマトの会」を立ち上げた。「トマトの会」では，地域に対する思いや地域資源の見直しを進めていたなかで，長野県の「エコメディカル＆ヒーリングビレッジ事業」の存在を知った。同事業は，地域資源を健康増進資源として位置づけ，観光，農林業，医療をつないだ新しい産業づくりを目的としたものである。

そこで，「トマトの会」はこの事業を活用し，地域づくりにつなげようと県や町役場に働きかけた。そして，03年から住民と行政が連携する形で森林療法・セラピーを軸に「癒しの森事業」を開始した。

ところで，森林療法と森林セラピーは，多くの場合，同義語として使われているが，森林療法研究の第一人者である上原巌（うえはらいわお）氏によると「森林療法とは，森林を総合的に使いながら健康を増進していくセラピーのこと」(注7)としている。また，森林によって心身がリラックスするという「森林浴」に科学的な検証が加えられたものともいわれている。(注8，注9)

次に，「癒しの事業」の特徴をみてみよう。まず大きな特徴として，前述のように，同事業を単なる集客手段とするのではなく，「来訪者がリフレッシュできる町は，町民自らが健康な町」をコンセプトに，地域づくりとして取り組んでいる点があげられる。そのため，観光関係者だけでなく，多くの住民が同事業にかかわれるよう，例えば「メディカルトレーナー」（後述）の養成講座には誰でも参加できるようになっているほか，「健康講座」の開催や「森林療法の日」の設定，さらにイベントを通じて，住民が森林療法・セラピーに親しめるよう，積極的な働きかけを行っている。

２つ目の特徴は，同事業を運営する人材や拠点を独自に育成している点である。具体的には，来訪者が安心して森林に入れるよう案内人兼カウンセラー的な人材として，先の「メディカルトレーナー」のほか，地元食材を活かしたバランスの良い食事やアロマテラピーを施す「癒しの森の宿」を外部の有識者と連携しながら，養成・認定している。現在，養成講座を修了したメディカルトレーナーは150人弱で，うち30人程度が実際に活動している。一方，「癒しの森の宿」として認定を受けているのは35軒で，町内の宿泊施設の３～４割近くに達している。

３つの目の特徴は，住民を主体に行政とうまく連携しながら，官民協働で運営していることである。第３図はその体制を模式化したものだが，まず当事業の方針を決める機関である「癒しの森事業推進委員会」は，町内の様々な団体のほか，町役場の関連部署が加わった官民合同組織となっている。また，同事業を実際に担う組織である通称「ひとときの会」（正式名称；信濃町森林療法研究会）は，町が養成し，認定したメディカルトレーナーと「癒しの森の宿」により構成されている。同会では，受入れ側の資質向上と療法プログラムの開発のため，テーマごとに研究会を設け，研修や勉強会を積極的に実施している。さらに，町

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3図　信濃町「癒しの森事業」の関係図

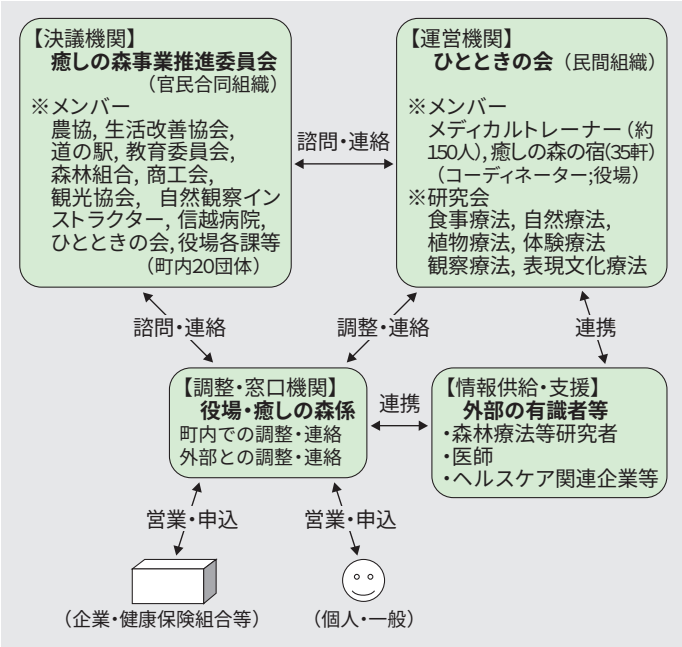

資料　ヒアリング, 役場提供資料等により作成

役場には農林課に「癒しの森係」という専属部署を設置し，町内の調整・連絡はもとより，外部との窓口機能を一元的に担っている。

４つ目の特徴としては，企業・健康保険組合と提携・連携していることがあげられる。これは，先の「エコメディカル＆ヒーリングビレッジ事業」が「都会の疲れたサラリーマン」を対象にすることを想定していたこと，また信濃町が参考にしている森林療法・セラピーの先進地あるドイツでは，森林療法を含む自然療法が健康保険の適応を受けていることからヒントを得ている。一方，企業側も精神疾患の増加等から，雇用者のメンタルヘルスケアを重視せざるを得ない状況となっており，森林療法・セラピーに関心をもつ企業が少なくないという。

実際，信濃町では既に４社・組合と契約し，森林療法・セラピーのリピーターの確保につなげているほか，一部の企業では新人研修や管理職研修等として森林療法・セラピーを活用し始めたり，信濃町産の農産物を社員食堂に利用する企業があるなど，副次的な効果も広がっている。

現在，「癒しの森事業」を開始して６年目を迎えるが，07年度には2,300人以上がメディカルトレーナーの指導・同伴の下，森林療法・セラピーを行っており，来訪者数は急速に拡大している。

（注７） 上原巌著『森林療法序説』林業改良普及双書No.142，2003年，156頁

（注８） インターネットホームページ http://forest-therapy.jp/modules/xfsection/（08/11/10）国土緑化推進機構「森林セラピーポータルサイト」

（注９） 厳密的には，「森林セラピー」は林野庁や大学，企業等による「森林セラピー研究会」（04年発足）により既に登録商標となっており，現在では「森林セラピー基地」または「森林セラピーロード」として認められた地域（08年４月全国35地域）に対して使われる用語となっている。信濃町の場合，同制度の認定を受けていることに加え，同制度が始まる前から先の上原氏と連携しながら「癒しの森事業」を進めてきたことから，森林療法と森林セラピーをほぼ同義語として使っている。

(4)　新潟県上越市安塚区（旧安塚町）

４つ目は，かつて整備したスキー場や地域の観光業を「田舎体験」の受入れというソフト事業を仕組むことによって活性化させ，地域経済を下支えしている事例を取り上げる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

新潟県上越市は，旧上越市と旧安塚町を含む周辺13町村が合併してできた人口21万人の特例市である。そのなかで，安塚区は，棚田の広がる人口約3,500人弱の農山村地区である。

安塚区は，旧町時代には，雪だるまの型に雪を詰めた「雪だるま宅配便」（83年）を始め，後楽園球場に大量の雪を運び込んだ「スノーフェスティバル」の開催（87年）や雪を活かした地域づくり組織・「雪だるま財団」の発足（90年）等，雪をキーワードにユニークな取組みを行ってきた地域として知られている。

他方，雪を活用したハード事業も積極的に展開してきた。具体的には，90年に国のリゾート法を活用し，スキー場・キューピットバレイと宿泊施設・キューピッドビレッジを開設したほか，雪室等の利雪技術を活かした倉庫や物産館，温泉も整備した。

しかし，バブル経済の崩壊以降，スキーブームが終焉すると，先のスキー場のほか，周辺市町村にある伝統的な温泉地でも観光客が減少し始めた。

他方，旧安塚町を含めた周辺の東頸城郡内の町村では，以前から山村留学や留学生の受入れ，体験ツアー等，子供の体験交流を行ってきた。

そこで，郡内６町村が連携し，スキー場や観光施設を活性化させ，さらに農業や農村への理解を深めてもらおうと，都会の子供を対象にした農作業や農山村生活，さらに自然体験といった「体験型観光」を進める構想を打ち出した。そして，98年には，広域で体験型観光を進めるための組織として「越後田舎体験推進協議会」(注10)が発足し，体験メニューやパンフレットを作成して旅行会社への営業を開始した。当時，体験学習等については，教育関係者や旅行業者の関心が少しずつ高まっていたこともあって，早速申し込みがあり，翌99年から学校を対象とした受入れを開始した。

その後，雪だるま財団を事務局として受入れ体制が整っていること（第４図）や100種類以上の豊富な体験メニューが揃っていること，さらに農家等での民泊（ホームステイ）が可能であることなどが評判となり，受入れ校は拡大し，現在では小学校～高校まで50校・約5,000人を受け入れている。

第４図　「越後田舎体験」にかかる関係図

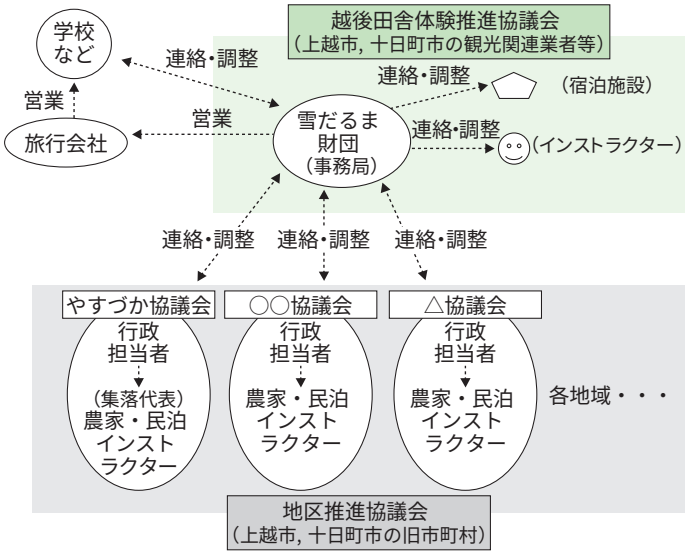

資料　越後田舎体験推進協議会パンフレット，ヒアリングにより作成
（注）越後田舎体験推進協議会および地区推進協議会は，発足当初は東頸城郡内であったが，合併後の05年以降は上越市と十日町がエリアとなっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

田舎体験の受入れ効果としては，まず修学旅行や林間学校・体験旅行として訪問する学校が多いことから，５～６月あるいは夏休み前の平日に集中することが多く，宿泊施設等の観光業によっては閑散期の稼動率向上に結びついている。また，地域内での移動費や食事代，体験のインストラクター代といった地域への経済効果も小さくない。

一方，民泊については，安塚区では現在，全世帯の１割以上の150世帯，周辺町村全体では500世帯以上で受入れが可能となっているが，民泊先１軒あたりの年間受入れ回数は３回程度（１回＝３～４人の場合が多い）となっていることから，経済的なメリットは決して高くない。しかし，新潟県では「学校等の農村ホームステイ受入れ取扱要綱」により家の改修等は不要であることや受入れ時期が比較的早い段階で確定すること等から，一般の民家でも対応しやすい。

こうしたことから，都会の子供たちに直接農村や農業について伝えることが出来き，また将来の安塚・越後ファンを作る機会として，前向きに対応している世帯も多い。

（注10）市町村合併後には，活動エリアを現在の上越市と十日町市に拡大。

３　事例からみる交流・グリーンツーリズムの意義と課題
――結びに代えて――

以上，４地域についてみてきたが，事例を通じて「農山村にとっての交流・グリーンツーリズムの意義」を考えると，まず栂原町や人吉市でみられたように，住民が交流・グリーンツーリズムに主体的に取り組むことによって，特に女性については意識の高まりや関心の広がりといったエンパワーメント効果がみられた。というのも，これまで農山村では，多くの場合，女性が責任のある役職や対外的な取組みに表立って参画する機会が少なかった。しかし，農家民宿の場合，女性が主体となる場合が多く，対外的な説明や手続きのほか，地域外の様々な人々との出会いなどによって，女性たちの責任感や行動力が向上し，関心領域が広がっていることがヒアリング等からうかがえた。このほか，冠婚葬祭や行事等のたびに，人をもてなしてきた技や知恵を農家民宿や農村レストランによって所得に結び付けている意義も大きい。

また，信濃町では，「癒しの森事業」を地域づくり運動として位置づけ，来訪者だけでなく住民自らが森林療法・セラピーに親しめるよう，積極的な働きかけを行っている点が注目される。こうした取組みにより，地域づくりに対して，これまであまり積極的ではなかった住民を巻き込むなど，参画者を増やしながらが，地域としてまとまりをもった形で展開されている意義は大きい。そして，住民力・地域力の向上は，対外的なPR効果や信頼性を高め，観光振興策としても持続的に展開していくといえよう。

このほか，上越市安塚区では，子供の体

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

験受入れという地元の自然環境や技，文化を活かしたソフト事業を仕掛けることによって，近年各地で問題となっているスキー場や交流施設の活用を図っている。その結果，雇用の場を守るなど，地域経済を下支えしていることは重要といえよう。

一方，課題としては，今回の事例のなかには，現時点では視察や取材としての訪問・利用が多く，一般的な利用はこれからといった地域があった。他方，かつては先駆的な取組みであったものの，現在は同様の活動も広がっており，差別化が難しくなってきているといった地域もあった。こうした点は，今回の４地域のみならず，他地域でもいえると考えられることから，交流・グリーンツーリズムの共通課題として，リピーターの確保があげられる。

その対策としては，まず対象を絞ったPR活動が重要と考える。

近年，交流・グリーンツーリズムが広がっているとはいえ，環境問題や食，健康等への関心の高まりを考えると，潜在的な利用者は比較的多いと推測される。こうしたことから，地域性や取組み等から，対象者を一定程度絞り込んだPR活動は，リピーターの掘り起こしにつながると考える。

このほか，受入れ水準の向上もリピーターの確保には欠かせないだろう。例えば，地域内の農家民宿やインストラクター等にばらつきが大きいと，対外的な信頼性を失いやすい。こうしたことから，地域全体で目標を共有し，先進地等の視察や外部者を交えた勉強会の開催，あるいは評価システム等を取り入れ，資質向上に取り組む必要があるだろう。(注11)

さらに，交流・グリーンツーリズムをどのように住民の所得向上に結びつけるのかといった問題も改めて重要となっている。

というのも，かつてならば，交流・グリーンツーリズム活動そのものは経済的になりた立たなくても，温泉施設が建てられたり，雇用の場が新設されるといった形で経済効果がもたらされた。しかし，近年，こうした公共事業頼みの交流・グリーンツーリズムは行き詰まっている。加えて，工場の閉鎖や商店街の不振等によって，地方の兼業機会は縮小する傾向にあるといえよう。(注12)

こうしたことから，交流・グリーンツーリズムによる所得向上はより重要な課題になっている。

そのため，住民が主体的に取り組むことができる農家民宿や農村レストラン，ガイド・インストラクター業の育成のほか，地域にある様々な取組みや資源をコーディネートする人材の育成も交流・グリーンツーリズムの経済発揮には重要であると考える。

最後に，今回各地域でお話を伺った方々の共通点として強く感じたことは，「楽しそうに取り組んでおられる」といったことであった。各地域とも，取り巻く環境は厳しく，それを打開するために交流・グリーンツーリズムに取り組んでいるわけだが，かかわっている方々は生き生きと取り組んでおられた。このように「地域に生き生き

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

と働いている住民がいる」ということは，農山村で生きるロールモデルとなり，「こんな風な暮らし方がしたい」と思う都市住民を引き寄せるだろう。交流・グリーンツーリズムを展開することによって，生き生きと働く人を増やすことが地域再生策につながると感じた。

（注11）青木（2008）等に詳しい
（注12）秋津（2008）に詳しい

＜参考文献＞

・秋津元輝（2008）「農村暮らしの再建とスモールビジネスの役割」『農業と経済』2008年11月号，昭和堂
・井上和衛・中村攻・宮崎猛・山崎光博（1999）『地域経営型グリーンツーリズム』都市文化社
・青木辰司（2004）『グリーンツーリズム実践の社会学』丸善株式会社
・青木辰司（2008）「グリーンツーリズム」『グリーンツーリズムの新展開（年報第43集）』日本村落研究学会編　農文協
・大浦由美（2008）「1990年代における都市農山村交流の政策的展開とその方向性」『林業経済研究Vol.51』１林業経済学会
・栗栖祐子（2008ａ）「都市農山村交流・グリーンツーリズムの政策動向」『農中総研 調査と情報』９月
・栗栖祐子（2008ｂ）「民宿を始めた農家女性・住民にみる山村再生の芽」『森林組合』全国森林組合連合会
・栗栖祐子（2008ｃ）「環境を軸とした地域林業と森林づくり」依光良三編著『「格差社会」の森林・林業と環境』
・鈴江恵子（2008）『ドイツ　グリーンツーリズム考』東京農業大学出版社
・日本村落研究学会編（2008）『グリーンツーリズムの新展開（年報第43集）』農文協
・浜田久美子（2008）『森の力』岩波書店
・古川彰・松田素二編（2003）『観光と環境の社会学』新曜社
・宮崎猛編著（2002）『これからの』グリーンツーリズム』家の光協会
・宮崎猛編著（2006）『日本とアジアの農業・農村とグリーンツーリズム』昭和堂
・依光良三・栗栖祐子（1996）『グリーンツーリズムの可能性』日本経済評論社
・山崎光博（2004）『グリーンツーリズムの現状と課題』筑波書房

（主事研究員　栗栖祐子・くりすゆうこ**）**

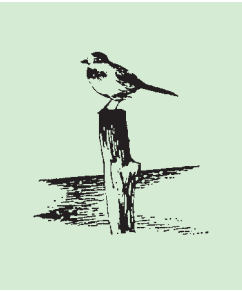

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

平成20年度第１回農協信用事業動向調査結果

はじめに

農協信用事業動向調査（以下「動向調査」という）は，全国の資金観測農協の協力を得て，毎年２回ずつ実施しているアンケート調査である。

2008年６月に実施した平成20年度第１回動向調査では，貯貸金の動向等の定例項目に加え，個人向けに重点を置いて推進している事項，住宅ローン推進の成果と課題，信用事業を通じた社会貢献活動，認定農業者や集落営農組織をはじめとした担い手への農業資金の貸出状況について調査を行った。以下では調査結果の概要を紹介する。

１　集計農協の概要

動向調査の集計対象となった農協は，08年６月時点で信用事業を営む農協から地域別農協数等を勘案して選ばれた370農協である。今回は，このうち358農協から回答が得られ，集計率は96.8%であった。集計農協の１農協当たり平均の貯金残高，貸出金残高はともに全農協平均の1.4倍であり，集計農協には貯貸金規模の大きな農協が多い。そのため，集計農協が全農協に占める割合は農協数では44.3%であるのに対し，貯金残高では62.6%，貸出金残高では60.5%となっている。

また，貯金残高，貸出金残高の前年比増加率を全農協と集計農協とで比較すると，07年９月末と08年３月末の貯金残高の増加率は全農協では2.2%，2.4%，集計農協では1.9%，2.3%であり，集計農協の増加率が低くなっている。ただし，いずれも増加率が上昇傾向にあることを示している。一方，貸出金残高の前年比増加率を同期間でみると，全農協では2.4%，2.1%，集計農協では2.8%，2.2%であり，集計農協の増加率が高くなっている。ただし，いずれも増加率が低下傾向にあることを示している。こうしたことから，大まかな資金動向をみるうえでは，集計農協の代表性はあると考える。

２　個人向けに重点を置いて推進する事項

社会環境の変化により，農協が個人向けに重点を置いて推進する事項（以下「重点推進事項」という）は時期によって変化するとみられる。そこで最近３年間と今後について重点推進事項の変化を分析した。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　賃貸住宅資金を重点推進事項とする農協の割合の変化

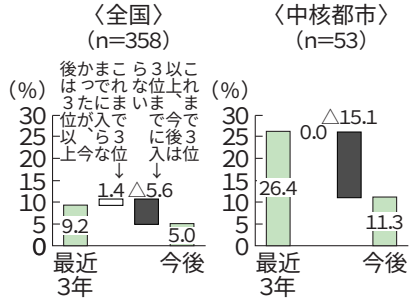

資料　「動向調査」(以下同じ)

第2図　住宅ローンを重点推進事項とする農協の割合の変化

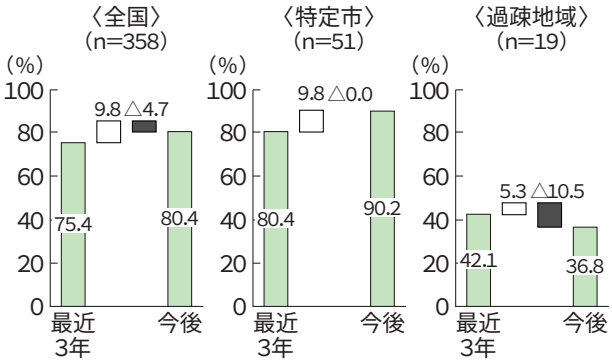

第3図　JAカードを重点推進事項とする農協の割合の変化

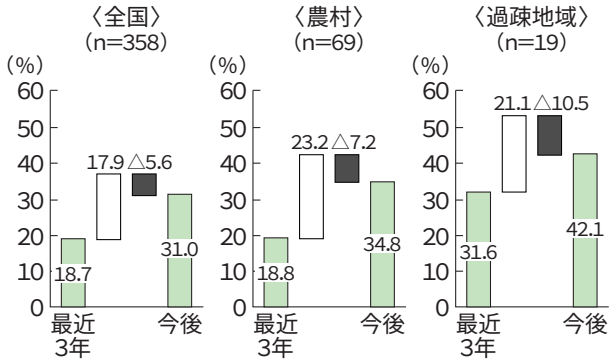

(1)　最近３年間と今後の重点推進事項

最近３年間の重点推進事項として「年金口座」(75.7%)を挙げた農協の割合が最も高く，次いで「住宅ローン」(75.4%)，「定期貯金」(50.6%)となっている。また，今後の重点推進事項としては，「住宅ローン」(80.4%)が最も高く，次いで「年金口座」(77.7%)，「定期貯金」(34.9%)となっている。

(2)　地帯別の重点推進事項の変化

最近３年間と今後の重点推進事項とする農協の割合の変化をみると，事項によってあるいは地帯によって変化の方向や変化の幅に相違がみられた。

例えば，賃貸住宅等建設資金を重点推進事項とする農協の割合は，最近３年間でその割合が高かった中核都市において今後は大幅低下する（第１図)。また，住宅ローンでは特定市でその割合が上昇する一方，過疎地域では低下する（第２図)。更に，JAカードでは農村および過疎地域で割合の上昇幅が大きい（第３図)。

このような重点推進事項の地帯別の相違は，人口構成や産業などそれぞれの地帯固有の社会条件を背景とした農協の経営戦略の違いを反映しているとみられる。

３　住宅ローン推進における成果と課題

近年，JAバンクでは住宅ローン推進に力を入れ，住宅ローン残高が目覚ましく伸長した。そこで住宅ローン推進におけるこれまでの取組みや成果と今後の課題を分析した。

(1)　住宅ローンの実行件数

07事業年度の実行件数をみると，１農協

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　住宅ローンの実行件数（1農協当たり）

（単位　件，%）

		実行件数合計（件）	新規（件）	うち業者持込割合（%）	借換（件）
06事業年度	a	102.3	80.0	19.7	22.3
07事業年度	b	88.6	70.4	24.1	18.2
増加率	b／a	△13.4	△12.0	-	△18.4

（注）　集計対象は06事業年度および07事業年度の実行件数，新規，業者持込割合，借換すべてに回答のあった212組合。

当たり平均88.6件（前年比△13.4%）の実行があった。そのうち借換は18.2件（前年比△18.4%）であった。新規実行件数に占める業者からの持込割合は24.1%であり，前年比4.4ポイント上昇している（第１表）。

(2)　これまでの住宅ローン推進での取組み

これまでに住宅ローンの推進において力を入れて取り組んだこととして農協が選択した割合は，「相談会の定期的な開催」（69.1%）が最も高く，以下「新規実行件数の増加」（41.6%），「担当者の育成・拡充」（39.4%）となっている（第４図）。

重点推進事項の中での住宅ローンの順位や，農協の貸出金残高の大小，住宅ローンの前年比増加率の高低によって，成果を挙げた割合に差がみられた。例えば，重点推進事項の中で住宅ローンを高位に位置づけた農協では，そうでない農協よりも，各項目を成果として挙げる割合が高くなっている。

第4図　重点推進事項の中での住宅ローンの順位別にみた住宅ローン推進の取組みや成果

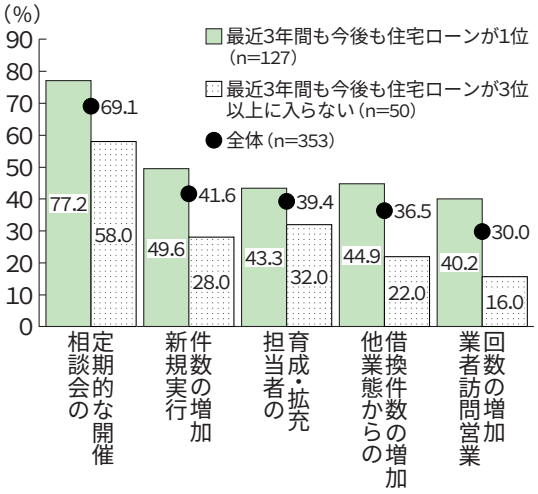

（注）　順位は前記2の重点推進事項の中での順位。

(3)　今後の住宅ローン推進の課題

住宅ローン推進で今後力を入れて取り組むべき課題として，農協が選択した項目は，「担当者の育成・拡充」（66.2%）が最も多く，以下「新規実行件数の増加」（48.9%），「顧客相談体制の整備」（38.9%）となっている（第５図）。これまでの成果と同様に今後の課題についても，重点推進事項の中での住宅ローンの順位や，農協の貸出金残高の大小などによって，課題とする割合に差がみられた。その中で特徴的な点は以下

第5図　重点推進事項の中での住宅ローンの順位別にみた住宅ローン推進の課題

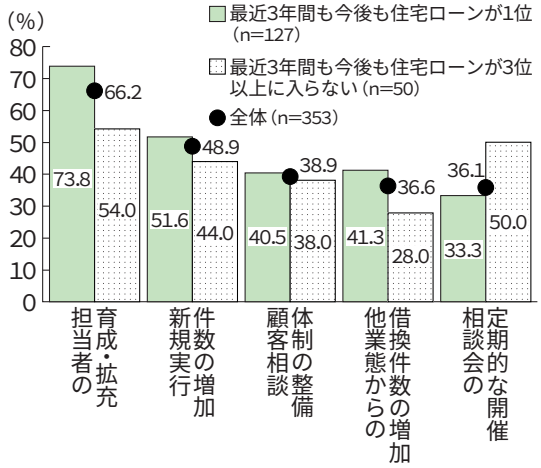

（注）　第4図に同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の２点である。

第１に，住宅ローンの順位に関わらず，「担当者の育成・拡充」の割合が最も高いことから，農協では今後の住宅ローン推進において人材育成に力を入れようとしていることである。

第２に，住宅ローンを高位に位置づけていない農協では「相談会の定期的な開催」の割合が全体よりも高いことから，今後において住宅ローン推進の基本である相談会の定期的な開催をまずは実現しようという姿勢がうかがえることである。

第６図　業者専任部署の設置の効果
（複数回答, n=125）

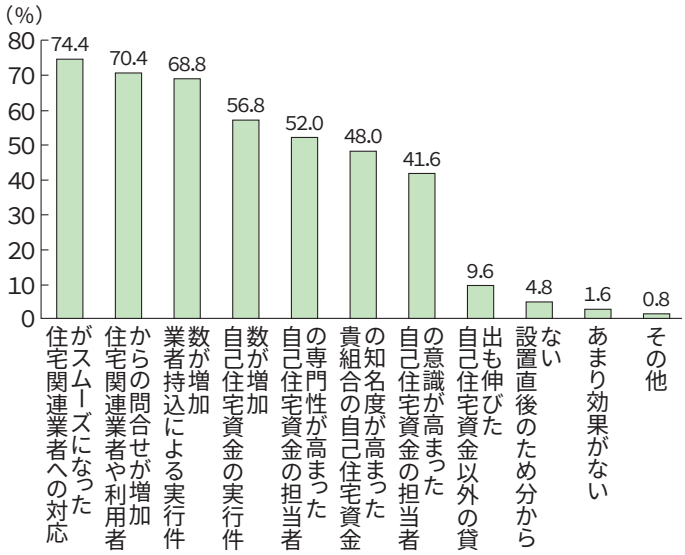

(4)　業者営業専任部署・担当者の設置状況とその効果

業者営業専任部署または担当者（以下「業者専任部署」という）を設置している農協は35.3％である。ただし，業者専任部署の設置状況は，地帯や貸出金残高によって偏りがあり，中核都市や都市的農村の農協や，貸出金残高の大きい農協において，業者専任部署を設置している割合が高い。業者専任部署の設置時期をみると，06年以降に設置した組合が多数を占めている。

業者専任部署を設置した効果としては，「住宅関連業者への対応がスムーズになった」（74.4％）を選択した農協が最も多く，以下「住宅関連業者や利用者からの問合せが増加」（70.4％），「業者持込による実行件数が増加」（68.8％）となっている（第６図）。業者営業以外の面についても，「自己住宅資金の担当者の専門性が高まった」（52.0％），「自己住宅資金の担当者の意識が高まった」（41.6％）などとなっており，業者営業専任部署・担当者の設置の効果は業者営業面だけに限定されず，人材育成の面でも効果が現れているといえよう。

４　信用事業を通じた社会貢献活動

近年，金融機関の社会貢献活動への取組みについて注目が高まっている。そこで農協では信用事業を通じてどのような取組みを行っているのか分析した。

(1)　商品・サービスの提供状況

農協では食農教育などの幅広い分野で社会貢献活動を行っている例が多く，信用事業のみに限定した取組みは一般的ではない。現在提供している商品・サービスとし

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　商品・サービスの提供状況

（単位　組合，%）

	回答組合数	現在提供中	過去に提供したことがある	これまで提供していない
環境に配慮した住宅等に対する金利優遇型住宅ローン	352	15.1	1.4	83.5
環境配慮商品・設備（住宅以外）に対する金利優遇ローン	352	13.4	4.0	82.6
環境に配慮した農業の取組みに対する金利優遇ローン	353	3.4	0.3	96.3
金利・残高の一部を寄付する貯金商品	351	3.7	2.0	94.3
子育て・介護世帯に金利を上乗せする貯金商品	352	19.3	5.1	75.6
子供向け金融教育サービス	350	9.7	1.1	89.2

ては，「子育て・介護世帯に金利を上乗せする貯金商品」が19.3%で最も高く，「金利・残高の一部を寄付する貯金商品」は3.7%に留まった（第２表）。商品によっては回答に地域的な偏りがみられたが，それは県域で統一商品を提供する例があることが要因の一つである。

⑵　金利・残高の一部を寄付する貯金の提供状況

金利・残高の一部を寄付する貯金は期間限定の取扱いがほとんどである。金利・残高の一部を寄付する貯金を「過去に提供したことがある」あるいは「現在提供中」の26農協のうち，18農協が詳しい商品内容を回答したが，そのうちの17農協は期間限定の取扱いであった。

信用事業を通じた社会貢献活動の課題について尋ねたところ，一番多くあげられたのは経費の負担の問題であった。社会貢献活動を行うためには収益力の強化が必要であるといった意見や，年度の初めに予算をとっておかないと取り組みにくいという意見もあった。農協の場合，児童の安全を守る活動，地震等の災害に備えるボランティア等の体制作りや自治体との防災協定の締結，食農教育の分野で社会貢献活動を行うことが多く，自由記入欄でも「信用事業だけで取り組むのではなく，総合事業体として取り組むことが重要」という意見がみられた。

5　担い手に対する農業資金の貸出状況

農政が転換し，農業生産に占める認定農業者や集落営農組織の割合が漸増するにつれ，農協の農業融資に変化が生じてくるとみられる。そこで農業資金の新規実行額・件数，新規実行額に占める担い手の割合，担い手に対する農協の取組みについて分析した。

⑴　農業資金の実行額・件数

16年度中（長期資金）の農業資金の新規実行件数と19年度中（証書貸付）の新規実行件数を比較すると，全体では１組合平均の新規実行件数が減少している（第７図）。一方，１件当たりの新規実行額は増加している（第８図）。この背景には小規模農業経営では規模縮小や離農により資金需要が減少している一方で，認定農業者や集落営農組織など大規模な農業経営に資金借入ニ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第7図　農業資金の新規実行件数（1組合平均）

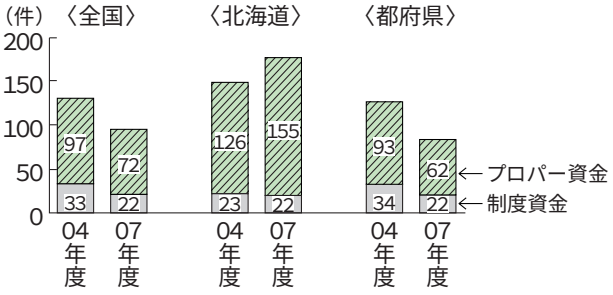

（注）　集計対象は17年度第1回調査，20年度第1回調査の両方に回答があり連続性が確保されている123組合（北海道14組合，都府県109組合）。

第8図　農業資金の新規実行額（1件当たり）

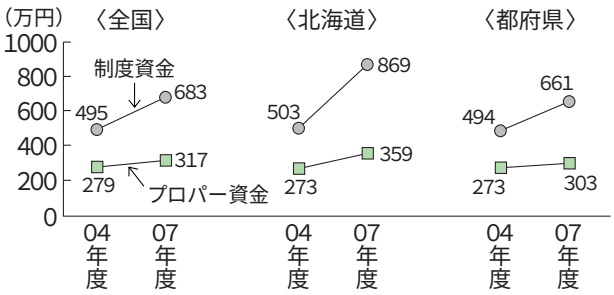

（注）　第7図に同じ

ーズが偏在していることがあるとみられる。

ただし，北海道と都府県では違いがみられる。まず，１組合平均の新規実行件数をみると，北海道では制度資金はほぼ横ばいであり，プロパー資金が増加している。一方，都府県では制度資金，プロパー資金ともに減少している。

次に，１件当たりの新規実行金額をみると，04年度から07年度にかけて，北海道では制度資金で72.7％，プロパー資金で31.5％と大幅に増加している一方，都府県では制度資金で33.8％，プロパー資金で10.9％と小幅の増加に留まっている。規模拡大意欲のある農業経営が都府県よりも北海道において稠密に存在していることがうかがえる。

⑵　新規実行額に占める担い手の割合

全国の07年度中の新規実行額（証書貸付）に占める認定農業者の割合は64.9％（個人53.7％，法人11.2％），集落営農組織[（注）]4.3％，その他が30.8％となっている。また，新規実行額に占める認定農業者の割合は04年度中の45.5％から07年度中の64.9％へと上昇している。

今後３年間の変化として，３割程度の農協では新規実行額全体に占める認定農業者の割合が上昇するとみている。今後も小規模経営の減少と認定農業者や集落営農組織などの大規模経営の増加が続くとみられることがその背景にあろう。

（注）本稿における「集落営農組織」とは，経営所得安定対策の対象となる特定農業団体とそれと同様の要件を満たす組織とする。

（研究員　一瀬裕一郎・いちのせゆういちろう**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(49)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(49)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(49)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(50)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(50)
6．農業協同組合　主要勘定……(50)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(52)
8．漁業協同組合　主要勘定……(52)
9．金融機関別預貯金残高……(53)
10．金融機関別貸出金残高……(54)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7352
ＦＡＸ 03（3270）2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2003. 9	**38,530,713**	**5,344,532**	**15,362,426**	**1,782,600**	**34,434,098**	**15,244,461**	**7,776,512**	**59,237,671**
2004. 9	**38,654,959**	**4,976,290**	**15,411,804**	**2,375,246**	**35,869,161**	**14,084,349**	**6,714,297**	**59,043,053**
2005. 9	**40,693,656**	**4,671,698**	**18,989,850**	**1,203,755**	**40,218,462**	**13,849,162**	**9,083,825**	**64,355,204**
2006. 9	**38,753,965**	**4,667,283**	**25,443,995**	**287,332**	**47,196,487**	**10,033,684**	**11,347,740**	**68,865,243**
2007. 9	**39,782,801**	**4,659,654**	**20,104,942**	**804,415**	**41,526,270**	**11,993,797**	**10,222,915**	**64,547,397**
2008. 4	38,940,352	4,854,317	16,650,213	959,046	37,399,751	8,654,837	13,431,248	60,444,882
5	39,523,265	4,900,143	15,976,560	893,679	38,169,637	9,015,159	12,321,493	60,399,968
6	39,906,165	4,939,485	15,246,265	950,337	37,626,352	8,413,355	13,101,871	60,091,915
7	39,356,501	4,973,674	14,638,557	1,189,223	36,707,940	8,251,148	12,820,421	58,968,732
8	38,980,254	4,999,290	14,638,497	1,410,575	35,820,998	8,220,788	13,165,680	58,618,041
9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年9月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,909,689	40	360,182	302	103,298	−	32,373,510
水産団体	1,135,175	−	57,171	57	5,074	−	1,197,477
森林団体	1,543	58	11,344	5	84	−	13,034
その他会員	668	−	2,519	−	−	−	3,188
会員計	33,047,075	98	431,217	363	108,456	−	33,587,209
会員以外の者計	417,934	23,284	310,741	86,896	3,656,988	15,644	4,511,487
合計	**33,465,009**	**23,382**	**741,958**	**87,259**	**3,765,444**	**15,644**	**38,098,696**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計 213,189百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年9月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	60,989	5,481	54,032	0	120,501
	開拓団体	253	18	−	−	271
	水産団体	17,627	3,844	16,006	0	37,478
	森林団体	2,827	7,037	1,191	82	11,137
	その他会員	70	290	50	−	410
	会員小計	81,766	16,669	71,280	82	169,797
	その他系統団体等小計	133,552	29,914	33,485	23	196,972
	計	215,318	46,583	104,765	105	366,769
関連産業		1,812,581	41,283	1,529,258	10,714	3,393,836
その他		4,492,173	8,199	184,500	599	4,685,472
合計		**6,520,072**	**96,065**	**1,818,523**	**11,418**	**8,446,077**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2008. 4	5,254,968	33,685,384	38,940,352	2,900	4,854,317
5	6,030,988	33,492,277	39,523,265	9,700	4,900,143
6	6,445,001	33,461,164	39,906,165	1,300	4,939,485
7	5,843,565	33,512,936	39,356,501	−	4,973,674
8	5,402,920	33,577,334	38,980,254	10,510	4,999,290
9	4,622,838	33,475,857	38,098,695	10,000	5,031,163
2007. 9	6,072,853	33,709,948	39,782,801	24,020	4,659,654

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2008. 4	93,467	865,579	37,399,751	8,903,343	27,107	−	106,938
5	80,223	813,456	38,169,637	8,980,935	29,346	−	102,454
6	99,427	850,909	37,626,352	8,980,935	19,440	−	102,729
7	93,917	1,095,305	36,707,940	8,780,938	19,503	−	102,240
8	88,710	1,321,864	35,820,998	8,808,823	20,586	−	1,759,449
9	108,522	1,931,565	32,927,297	9,171,040	20,086	−	96,064
2007. 9	67,240	737,175	41,526,270	10,209,716	31,446	−	139,170

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貸方 貯金 うち定期性	貸方 譲渡性貯金	貸方 借入金	貸方 出資金
2008. 4	51,293,444	49,656,279	622,478	307,742	1,305,500
5	50,985,558	49,577,195	657,359	307,742	1,305,506
6	51,736,709	49,581,242	620,799	307,741	1,308,283
7	51,575,156	49,626,861	699,493	307,739	1,333,166
8	51,751,226	49,690,707	762,663	307,738	1,336,264
9	51,032,698	49,495,359	546,759	307,738	1,346,263
2007. 9	50,449,748	49,002,927	560,859	261,070	1,231,294

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貸方 貯金 定期性	貸方 貯金 計	貸方 借入金 計	貸方 借入金 うち信用借入金
2008. 3	24,984,279	57,091,281	82,075,560	570,295	405,224
4	25,142,660	57,191,941	82,334,601	557,826	391,176
5	24,886,748	57,500,300	82,387,048	578,193	410,531
6	25,216,294	58,211,393	83,427,687	548,651	379,867
7	24,494,446	58,460,970	82,955,416	563,168	394,805
8	24,841,465	58,500,571	83,342,036	548,519	379,444
2007. 8	24,659,458	56,919,326	81,578,784	578,761	410,524

（注）1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
1,241,800	4,833,495	2,016,033	8,555,985	60,444,882
1,164,389	4,167,473	2,016,033	8,618,965	60,399,968
979,005	5,050,128	2,016,033	7,199,799	60,091,915
984,329	4,902,274	2,016,033	6,735,921	58,968,732
1,261,359	5,300,952	2,016,033	6,049,643	58,618,041
1,467,489	4,255,482	2,016,033	6,068,844	56,947,706
787,540	4,031,430	1,484,017	13,777,935	64,547,397

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
6,839,137	1,694,618	14,143	8,654,837	3,030,665	10,373,476	60,444,882
7,197,978	1,699,531	15,194	9,015,159	2,256,725	10,035,422	60,399,968
6,519,123	1,778,311	13,190	8,413,355	1,691,600	11,390,832	60,091,915
6,363,927	1,772,951	12,029	8,251,148	2,759,620	10,041,299	58,968,732
6,341,132	1,759,449	13,552	8,220,788	2,992,825	10,152,270	58,618,041
6,520,071	1,818,522	11,418	8,446,077	2,366,792	11,147,367	56,947,706
9,993,108	1,843,194	18,323	11,993,797	1,395,000	8,796,469	64,547,397

合連合会主要勘定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
56,348	30,069,462	29,918,963	5,000	405,225	16,536,676	6,462,376	1,295,381
47,260	29,283,051	29,133,354	0	411,725	17,052,269	6,516,922	1,299,859
47,952	29,989,506	29,818,019	0	408,195	17,126,748	6,472,467	1,325,283
53,716	29,998,244	29,822,006	0	412,465	16,980,165	6,504,325	1,325,623
48,234	30,402,097	30,237,928	0	417,465	16,685,119	6,598,251	1,331,165
54,226	29,291,738	29,149,578	10,000	422,965	16,681,858	6,629,829	1,327,792
54,626	29,425,290	29,294,119	0	399,498	16,566,100	6,582,805	1,382,107

合主要勘定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
376,788	56,635,971	56,376,559	4,297,260	1,381,320	22,417,791	273,817	808
414,141	56,859,961	56,606,622	4,501,021	1,505,036	22,328,021	275,424	795
380,228	56,286,119	56,026,206	4,710,679	1,634,873	22,604,174	278,128	787
400,571	57,224,071	56,964,473	4,777,795	1,659,062	22,628,730	278,884	772
411,227	57,010,384	56,744,946	4,772,456	1,636,841	22,723,260	279,929	765
393,583	57,189,644	56,921,667	4,711,190	1,583,016	22,742,922	281,736	765
396,523	56,183,584	55,940,236	4,541,623	1,614,523	22,255,585	286,917	814

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2008. 6	2,013,361	1,375,160	3,651	54,285	13,591	1,261,991	1,235,123	156,346	619,190
7	2,005,609	1,378,886	3,651	54,325	14,236	1,252,261	1,223,768	155,589	618,642
8	2,008,482	1,378,186	3,647	54,414	14,373	1,255,918	1,227,886	154,742	619,492
9	2,007,567	1,383,933	3,647	54,455	14,209	1,254,875	1,227,644	155,170	618,761
2007. 9	2,059,490	1,394,654	3,564	56,275	15,181	1,255,371	1,222,915	160,190	678,528

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2008. 4	886,688	511,965	173,535	131,498	119,642	7,201	839,096	825,506	6,847	239,636	8,956	174
5	884,545	511,203	177,751	134,226	119,939	6,666	833,140	819,269	6,847	241,262	9,176	174
6	888,523	512,282	177,550	134,281	120,009	7,513	834,665	821,285	6,827	241,056	8,945	174
7	885,496	508,273	177,288	134,124	118,916	8,087	828,868	807,956	6,827	240,000	8,888	171
2007. 7	837,352	487,185	195,692	145,034	115,435	6,958	794,760	782,248	6,657	245,056	9,682	178

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	**2005. 3**	**776,686**	**483,911**	**2,470,227**	**1,878,876**	**539,624**	**1,074,324**	**156,095**	**2,141,490**
	2006. 3	**788,653**	**486,640**	**2,507,624**	**1,888,910**	**541,266**	**1,092,212**	**159,430**	**2,000,023**
	2007. 3	**801,890**	**496,044**	**2,487,565**	**1,936,818**	**546,219**	**1,113,773**	**160,673**	**1,869,692**
	2007. 9	812,323	504,497	2,443,278	1,932,727	552,133	1,134,180	163,542	1,808,431
	10	816,033	507,234	2,448,690	1,911,750	547,399	1,130,678	162,666	P 1,869,885
	11	816,760	509,624	2,506,126	1,924,611	548,835	1,129,368	162,534	P 1,851,457
	12	826,898	516,290	2,459,477	1,955,718	558,019	1,148,723	164,924	P 1,856,301
	2008. 1	821,198	512,320	2,479,673	1,930,379	549,709	1,136,222	163,038	P 1,836,810
	2	824,141	514,311	2,490,036	1,934,135	551,973	1,139,995	163,432	P 1,833,621
	3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300	1,817,438
	4	823,346	512,934	2,517,167	1,967,121	556,751	1,148,256	164,183	−
	5	823,870	509,856	2,513,056	1,964,189	555,408	1,144,768	163,767	−
	6	834,277	517,367	2,522,926	1,992,541	561,648	1,155,357	165,028	P 1,811,386
	7	829,555	515,752	2,494,784	1,964,304	555,851	1,149,392	164,184	−
	8	833,420	517,512	2,467,667	1,973,805	558,050	1,156,253	165,016	−
	9	P 828,028	510,327	P 2,462,323	P 1,957,997	P 556,284	P 1,154,027	P 165,282	−
前年同月比増減率	**2005. 3**	**2.2**	**△1.6**	**0.6**	**2.9**	**△2.3**	**1.8**	**2.3**	**△12.0**
	2006. 3	**1.5**	**0.6**	**1.5**	**0.5**	**0.3**	**1.7**	**2.1**	**△6.6**
	2007. 3	**1.7**	**1.9**	**△0.8**	**2.5**	**0.9**	**2.0**	**0.8**	**△6.5**
	2007. 9	2.2	2.0	△0.1	2.4	1.1	2.5	1.5	△6.5
	10	2.3	2.5	0.7	2.3	1.8	2.7	1.6	−
	11	2.4	3.0	1.4	2.3	1.7	2.6	2.4	−
	12	2.4	2.8	1.3	2.4	1.6	2.7	2.3	−
	2008. 1	2.5	2.8	1.4	2.5	1.9	2.8	2.0	−
	2	2.5	2.8	1.6	2.0	1.9	2.6	2.0	−
	3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6	−
	4	2.2	2.6	0.5	1.4	1.2	2.1	1.6	−
	5	2.4	2.4	△1.2	1.6	1.8	2.4	1.8	−
	6	2.2	2.5	1.5	1.9	1.3	2.0	1.4	−
	7	2.0	2.5	1.2	1.9	1.4	2.1	1.4	−
	8	2.2	1.8	1.0	2.7	2.0	2.5	1.6	−
	9	P 1.9	1.2	P 0.8	P 1.3	P 0.8	P 1.7	P 1.1	−

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ，信用金庫は信用金庫ホームページ，信用組合は全国信用中央組合協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため，07年９月以前の数値と連続しない。
5 08年３月から公表される郵便貯金残高の定義が再変更されたため，08年２月以前の数値と連続しない。また，08年３月から郵便貯金残高の公表は４半期毎となった。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	**2005. 3**	**207,788**	**49,097**	**1,836,301**	**1,370,521**	**401,920**	**620,948**	**91,836**	**4,814**
	2006. 3	**207,472**	**50,018**	**1,864,176**	**1,401,026**	**410,170**	**626,706**	**93,078**	**4,085**
	2007. 3	**212,165**	**51,529**	**1,808,753**	**1,442,604**	**416,589**	**634,955**	**93,670**	**3,282**
	2007. 9	214,972	52,007	1,781,836	1,450,894	419,437	635,459	93,948	P 3,027
	10	214,295	52,473	1,768,480	1,441,107	416,252	629,288	93,616	–
	11	213,821	52,258	1,780,085	1,444,951	417,486	629,556	93,826	–
	12	213,045	52,600	1,807,101	1,468,920	425,734	638,374	94,669	–
	2008. 1	212,468	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	630,614	93,740	–
	2	212,646	52,508	1,810,568	1,463,343	421,334	629,771	93,662	–
	3	215,983	52,467	1,804,791	1,480,672	426,532	635,433	93,828	–
	4	215,063	51,670	1,796,710	1,469,591	423,174	629,273	93,284	–
	5	217,773	52,170	1,795,040	1,475,075	424,573	631,662	93,446	–
	6	217,915	51,472	1,809,150	1,475,748	423,494	630,413	93,075	–
	7	218,836	51,787	1,809,638	1,480,549	423,924	631,571	93,219	–
	8	218,996	52,671	1,807,710	1,485,052	424,736	633,797	93,333	–
	9	P 220,112	53,020	P 1,852,484	P 1,496,966	P 431,307	P 638,492	P 93,691	–
前年同月比増減率	**2005. 3**	**△0.9**	**△0.2**	**△4.7**	**1.4**	**△4.3**	**△0.2**	**0.7**	**△16.4**
	2006. 3	**△0.2**	**1.9**	**1.5**	**2.2**	**2.1**	**0.9**	**1.4**	**△15.1**
	2007. 3	**2.3**	**3.0**	**△3.0**	**3.0**	**1.6**	**1.3**	**0.6**	**△19.7**
	2007. 9	1.6	0.2	△3.3	2.8	1.1	0.4	△0.1	P △18.0
	10	1.5	0.1	△3.3	2.9	1.8	0.4	△0.0	–
	11	1.3	0.2	△3.5	2.7	1.7	0.2	0.8	–
	12	1.3	1.0	△2.5	2.7	1.9	0.1	0.8	–
	2008. 1	1.3	0.9	△1.3	2.7	2.0	0.2	0.4	–
	2	1.4	1.5	△0.4	3.1	2.3	0.2	0.4	–
	3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2	–
	4	1.7	1.6	0.0	2.7	2.1	△0.1	0.0	–
	5	1.8	2.0	0.7	3.8	3.0	1.0	0.6	–
	6	1.9	2.0	0.7	3.1	2.2	0.2	△0.1	–
	7	2.1	2.1	1.3	3.3	2.5	0.6	0.1	–
	8	2.0	3.0	0.8	3.6	2.6	0.9	0.1	–
	9	P 2.4	1.9	P 4.0	P 3.2	P 2.8	P 0.5	P △0.3	–

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし，ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。
3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。
4 07年10月以降，ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農　林　金　融　　第 61 巻　　総　目　次

（2008年１～12月）

Ⅰ　論　　調　　Ⅱ　情　　勢　　Ⅲ　外国事情
Ⅳ　談 話 室　　Ⅴ　本　　棚

〈2008年テーマ〉

１月号　内外経済金融・組合金融の見通し
２月号　農林業の構造変化への対応
３月号　農林水産物等の資源動向
４月号　中国における農村金融改革
５月号　農業と地域を担う農協の現状
６月号　海外協同組織金融機関の新たな動向
７月号　農林漁業の現況
８月号　経済金融の新たな展開
９月号　穀物需給の国際的展開
10月号　食の自給と貿易
11月号　農業・農家の変化と農協
12月号　地域資源の活用と連携

〈今月の窓〉

１月号　協同組織金融機関の経営理念（取締役調査第一部長　鈴木利徳）
２月号　市場の暴力（基礎研究部長　原　弘平）
３月号　国際分業論の限界（取締役調査第二部長　都　俊生）
４月号　「上海から来た先生」の涙（常務取締役　岡山信夫）
５月号　事業モデルと経営モデル（取締役調査第一部長　鈴木利徳）
６月号　兼業化の勧め（基礎研究部長　原　弘平）
７月号　ＪＡ直営の作業受託事業を考える（常務取締役　鈴木利徳）
８月号　開かれた社会へ（取締役企画総務部長　都　俊生）
９月号　不安定化する世界の穀物需給（取締役基礎研究部長　原　弘平）
10月号　飽食と飢餓（専務取締役　岡山信夫）
11月号　地域活動の新たな参加者（調査第一部長　斉藤由理子）
12月号　地域における協同の重要性（取締役基礎研究部長　原　弘平）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

月号　頁

Ⅰ　論　　調

2008年度の内外経済金融の展望
——世界経済の成長減速のもと，回復感なき展開が継続——　渡部喜智・南　武志…１　（２）
2008年度の組合金融の展望……一瀬裕一郎・江川　章…１　(17)
賃貸住宅市場の現状と将来……渡部喜智・木村俊文・古江晋也…１　(30)
農地集積の動向と課題……内田多喜生…２　（２）
利用間伐促進に向けた森林組合の取組み
——「団地化・集約化」を進める組合を事例に——……栗栖祐子…２　(14)
中国野菜安全性確保の取組実態……蔦谷栄一…２　(29)
原油100ドル時代の到来とその影響 ……渡部喜智・木村俊文…３　（２）
高まりつつある中国の米州大陸への食料依存
——穀物メジャーの参入で変わる中国・ブラジルの大豆産業——　阮蔚(Ruan Wei)…３　(15)
マグロの需給と価格形成をめぐる動向……出村雅晴…３　(34)
中国農村信用社改革の評価と農村金融改革の課題
……中国国務院発展研究センター農村経済研究部部長　韓俊(Han Jun)…４　（２）
中国農村金融自由化の背景と可能性
——農村活性化のカギを握る資金供給の拡大—— ……阮蔚(Ruan Wei)…４　(16)
現地にみる中国農村金融改革とその課題
——蘇州市・江西省における事例から—— ……石田信隆…４　(32)
都市農協の歴史を振り返る
——資産管理事業，信用事業の面から—— ……小野澤康晴…５　（２）
農協の総合生産性変化とその要因
——1989～2005年—— ……若林剛志…５　(17)
農協生産部会に関する環境変化と再編方向
——青果物の生産部会を中心に—— ……尾高恵美…５　(30)
欧州の協同組合銀行における国際会計基準第32号への対応状況
——組合員の出資金に関する会計上の取扱いをめぐる動き——……重頭ユカリ…６　（２）
欧州の協同組合銀行グループの相互援助制度と一体性
——オランダ，ドイツを中心に—— ……斉藤由理子…６　(15)
合併農協の到達点と課題
——大規模化した組織を生かすために—— ……石田信隆…６　(30)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

月号　頁

米政策改革の動向
——米価下落等影響緩和対策を中心に—— ……小針美和…７　（２）
集落営農組織への農協の金融対応の現状と今後の課題
——「水田・畑作経営所得安定対策」導入初年度の対応事例から——　…長谷川晃生…７　（16）
森林組合員の林業経営意識と組合経営の課題と展望
——組合員アンケートの結果を踏まえて—— ……秋山孝臣…７　（27）
ゆうちょ銀行の展開と地域金融への影響……渡部喜智…８　（２）
経済社会構造の変化と最近の賃金動向……南　武志…８　（15）
日本における投資信託の現状と今後の課題
——制度，商品構成の変化と投資者保護のあり方を中心に——……鈴木　博…８　（30）
世界最大の農産物輸出国に向かうブラジル
——セラード開発と穀物メジャーの役割を中心に—— ……阮蔚(Ruan Wei)…９　（３）
アルゼンチンの穀物需給と貿易動向
——国内事情優先で有名無実化する貿易協定—— ……藤野信之…９　（20）
不安定要素の増すオーストラリアからの小麦調達
——旱魃の増加と輸出独占の廃止—— ……平澤明彦…９　（35）
「水田維持直接支払い」による非主食用米生産
——食料自給率向上と米生産・畜産構造の見直し—— ……蔦谷栄一…10　（２）
米国の農業と農産物貿易
——食料大国の行方と日本の食料—— ……清水徹朗…10　（16）
欧州の協同組合銀行グループの事業戦略
——中央機関による買収と単協での組合員増強—— ……重頭ユカリ…10　（29）
農家構造の変化と農協組織
——迫られる次世代対応——……内田多喜生…11　（２）
畜産経営を巡る環境変化と金融対応……長谷川晃生…11　（14）
農協の組合員拡大運動の問題状況と課題 ……新潟大学農学部教授　青柳　斉…11　（28）
「農商工連携」をどうとらえるか
——地域の活性化と自立に活かす視点—— ……室屋有宏…12　（２）
農商工連携と農協
——連携を育てるために——……石田信隆…12　（17）
交流・グリーンツーリズムの変遷と今後の課題
——地域再生の視点から——……栗栖祐子…12　（28）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

月号　頁

II　情　　勢

農協の出資金の現状と変動要因……斉藤由理子…１　(44)
農協の部門別損益の現状と変化……斉藤由理子…３　(60)
農協における農業関連事業損益の現状と課題……尾高恵美…４　(53)
平成19年度第２回農協信用事業動向調査結果
……江川　章・一瀬裕一郎・斉藤由理子…５　(43)
森林組合の事業・経営動向
――第20回森林組合アンケート調査結果から――
……(財)農村金融研究会調査研究部長　室　孝明…５　(49)
漁協経営と石油購買事業
――第26回漁協系統事業アンケート調査結果から――
……(財)農村金融研究会副主任研究員　尾中謙治…５　(56)
漁協組合員アンケートにみる漁業の現状と課題……出村雅晴…７　(43)
2006年度の農協経営の動向……若林剛志…８　(42)
米国サブプライム・ローン問題の現状と今後について……渡部喜智…９　(59)
農林業センサスにみる稲作経営の変化……若林剛志…10　(44)
農畜産業における資材価格の変化による経営収支への影響……若林剛志…11　(38)
2007年度の農協金融の回顧　……小野澤康晴・小田志保・一瀬裕一郎…11　(45)
平成20年度第１回農協信用事業動向調査結果……一瀬裕一郎…12　(42)

III　外国事情

連邦預金保険改革法下のアメリカの保険料システム
……(財)農村金融研究会前専務理事　吉迫利英…３　(47)
米国における投資信託の成長と日本への示唆……鈴木　博…４　(45)
米国2008年農業法
――バイオ燃料と農産物価格高騰への対応――　……平澤明彦…９　(49)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

月号　頁

Ⅳ　談 話 室

競争社会と奉仕活動……(株)農林中金総合研究所理事長　堤　英隆…１　(28)
ふるさと夕張 ……協同住宅ローン(株)代表取締役社長　堀田　充…２　(26)
農地の計画的流動化と担い手育成は車の両輪
……早稲田大学政治経済学術院教授　堀口健治…３　(30)
『農林金融』創刊の思い ……(株)農林中金総合研究所代表取締役社長　大多和巖…４　(30)
逆転の発想から夢の種を蒔く　……株式会社いろどり代表取締役　横石知二…５　(28)
Dear米本さん
――日本の農協の方々へのメッセージ――
……韓国農業協同組合中央会本部支店長　金　星勳…６　(28)
自然の恵みに感謝して ……愛知県信用農業協同組合連合会代表理事理事長　安藤直樹…７　(14)
卸売市場改革への熱い思い
……京都大学名誉教授　(社)農業開発研修センター会長理事　藤谷築次…８　(28)
山村の未来へ ……暮らし考房主宰　栗田和則…９　(18)
アフリカの食糧問題と緑提灯
農業・食品産業技術総合研究機構理事　中央農業総合研究センター所長　丸山清明…10　(14)
小布施の「まちづくり」―新たな交流を目指して……小布施町長　市村良三…11　(26)
“ 多様な農業の共存 ” の哲学を “ 国際的枠組み ” の哲学に
……東京農工大学名誉教授　梶井　功…12　(26)

Ⅴ　本　　棚

田中久義著
『市場主義時代を切り拓く　総合農協の経営戦略』
……大分県農業協同組合中央会参事　濱田達海…３　(32)
石田信隆著
『ＪＡが変わる「創発」を生む新時代の農協組織論』
……(財)日本農業研究所理事・研究員，農政ジャーナリスト　岸　康彦…９　(48)
坂内　久・大江徹男編
『燃料か食料か ―バイオエタノールの真実―』……原　弘平…10　(43)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。